

# 第3次与謝野町人権教育・啓発推進計画



2026年（令和8年）4月

与謝野町  
YOSANO



## あいさつ

与謝野町では、町政運営の指針である「第2次与謝野町総合計画」において、「人・自然・伝統 与謝野で織りなす 新たな未来」を町の未来像に掲げ、まちづくりの主人公である住民の皆様と共に歩んでまいりました。

特に後期基本計画においては、目指す未来像を実現するため、「みんなが互いに認め合う風土づくり」を基本施策のひとつに掲げています。これは、人権や多様性を尊重する理念を地域社会の隅々にまで根付かせ、すべての人が互いの違いを認め合い、助け合える風土を醸成することを目指したものです。

これまで本町では、与謝野町人権教育・啓発推進計画に基づき、あらゆる場で人権教育・啓発を推進してまいりました。

しかしながら、社会情勢は急速に変化しており、インターネット上での人権侵害の深刻化や、性的マイノリティへの理解不足、さらには少子高齢化の進展に伴う課題など、人権をめぐる問題は一層複雑・多様化しています。

また、令和7年度に実施した「与謝野町人権に関する町民意識調査」の結果からは、こどもの意見尊重への理解が進む一方で、人権には必ず義務が伴うといった誤解や、同和問題（部落差別）に関しては、依然として偏見に基づく忌避意識が残っており、これらは今後も解決すべき重要な課題として浮き彫りとなりました。

こうした背景を踏まえ、本町では国の人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）、京都府人権尊重の共生社会づくり条例等の趣旨及び「与謝野町人権に関する意識調査」を反映し、今後10年間の基本的指針となる「第3次与謝野町人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

本計画では、「すべての町民が互いの人権を尊重し、自分らしく生きることができる共生社会をめざします。」を基本理念に掲げています。人権問題を「自分ごと」として捉えて行動できる力を育み、多様性を認め合う風土をさらに強固なものとするため、生涯を通じた教育・啓発を重点的に推進してまいります。

人権が尊重される社会の実現は、行政の取組だけで成し遂げられるものではありません。町民の皆様お一人おひとりが、人権を自らの課題として見つめ直し、共に歩んでいただくことが不可欠です。

今後、本計画に基づき、京都府や関係機関との連携を密にしながら、誰もが安心して暮らすことができる与謝野町の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



2026年（令和8）年4月

与謝野町長 山 添 藤 真

# 目 次

第1章 計画の概要 .....	1
第1節 計画策定の趣旨及び背景 .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画策定の背景 .....	1
3. 住民意識調査の結果でみる町民の人権意識 .....	5
第2節 計画の位置づけと期間 .....	13
1. 計画の法的根拠 .....	13
2. 計画の位置付け .....	13
3. 計画の名称 .....	14
4. 計画の期間 .....	14
第2章 計画の基本的な考え方 .....	15
第1節 計画の基本理念 .....	15
第2節 計画の基本方針 .....	15
1. 人権問題を「自分ごと」としてとらえ、考え、行動できる人権教育・啓発 .....	15
2. 多様性や共生社会の考え方を定着させる人権教育・啓発 .....	15
3. 生涯を通じた人権教育・啓発 .....	16
第3節 計画の推進方針 .....	16
1. 発達段階やライフステージに応じた人権教育・啓発 .....	16
2. 人権教育・啓発の推進における効果的な方法 .....	17
3. 人権に関係の深い職業に従事する人たちへの人権教育・啓発 .....	18
第3章 人権に関する個別課題ごとの取組 .....	19
第1節 重点的に取り組む人権課題 .....	19
1. インターネット上の人権侵害 .....	19
2. 女性 .....	21
3. こども .....	23
4. 高齢者 .....	25
5. 障害のある人 .....	27
6. 同和問題（部落差別） .....	29
7. 外国人 .....	31
8. 性的マイノリティの人々 .....	33
9. 感染症の患者等 .....	35
10. 犯罪被害者及びその家族 .....	36
11. 刑を終えて出所した人及びその家族 .....	37
12. さまざまな人権問題について .....	37
第4章 計画の推進 .....	38
第1節 総合的な推進体制 .....	38
1. 推進体制 .....	38

2. 関係機関との連携の促進.....	38
第2節 推進状況の評価 .....	38
参考資料 .....	39
1. 第3次与謝野町人権教育・啓発推進計画策定経過.....	39
2. 与謝野町多様性を尊重し合う共生社会づくり推進委員会委員名簿.....	39
3. 用語解説.....	40

## 第1章 計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨及び背景

#### 1. 計画策定の趣旨

「世界人権宣言」や日本国憲法第14条では、すべての人が自由と平等の権利を持ち、互いに人権を尊重することが求められています。こうした理念のもと、国内外で人権に関する取組が進められてきましたが、現代でもなお差別や偏見が存在するとともに、社会の変化に伴い人権課題は一層複雑・多様化しています。

与謝野町では、2006（平成18）年から国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（通称：人権教育・啓発推進法）」に基づき、「人権教育・啓発推進計画」を策定し、各種施策を推進してきました。

その結果、人権意識の向上など一定の成果は認められましたが、すべての町民に人権尊重の意識が十分に浸透しているとは言えず、さらなる取組が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響で新たな偏見や差別が発生するなど、人権に関わる問題は依然として発生するおそれがある状況であり、引き続き人権教育・啓発を通じて、差別や偏見を生まない取組を継続して進めていく必要があります。

このような新たな社会情勢等の変化に対応し、より効果的な人権教育・啓発の取組を引き続き推進するため、「第3次与謝野町人権教育・啓発推進計画」を策定します。

#### 2. 計画策定の背景

##### （1）国の動向

1947（昭和22）年に施行された日本国憲法は、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を基本原理とし、これに基づき様々な人権施策が進められてきました。「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」では、「人権教育・啓発に関する基本計画（第一次）」策定以降の社会や経済の変化により、人権を取り巻く状況が大きく変わっており、特に、国際化、情報化、少子高齢化の進展によって、各人権課題が複雑化し、新たな問題も顕在化していることが指摘されています。

##### （国際化）

2025（令和7）年6月末時点で在留外国人数が約395万人と過去最多となりました。都市部だけでなく地方にも在留外国人が増加する中、すべての人が差別なく暮らせる社会の実現が求められています。

##### （情報化）

SNSの普及により誰でも情報を即座に発信できる一方、インターネット上での誹謗中傷や人権侵害が深刻化しています。特にマイノリティに対する攻撃的な投稿が問題となっており、政府は法改正や相談体制の強化、「責任ある情報発信」の啓発にも力を入れてきました。

(少子高齢化)

2023（令和5）年の合計特殊出生率が過去最低の1.20となる一方、平均寿命は男女ともに80歳を超え、「人生100年時代」を迎えています。高齢者が年齢に関わらず豊かに暮らせる支援が、喫緊の課題となっています。

政府がおおむね5年ごとに行っている「人権擁護に関する世論調査」によると、基本的人権が日本国憲法で保障されていることを「知っている」と答えた者の割合は、2003（平成15）年の80.0%から2022（令和4）年には85.6%まで増加しており、基本的人権についての周知度は向上しているといえます。他方で、日本における人権侵害状況が「多くなってきた」と答えた者の割合は、2003（平成15）年の36.2%から2022（令和4）年には38.9%に増加しており、社会経済情勢の変化に伴い、我が国における人権意識が変化していることを示すデータのひとつといえます。

わが国固有の人権問題である同和問題（部落差別）については、1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」を受けて、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法（通称：同特法）」が施行されました。以来、3つの特別法に基づき、2002（平成14）年までの33年間にわたり、早期解決のための施策が実施されてきました。

また、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人など、さまざまな人権問題についても男女共同参画社会やノーマライゼーションあるいは共生社会の実現等の理念の下に、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきました。

これら以外にも、人権課題への意識を高める取組として、2016（平成28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（通称：ヘイトスピーチ解消法）」、そして「部落差別の解消の推進に関する法律」（通称：部落差別解消推進法）」という、いわゆる人権三法が施行されたほか、さまざまな人権問題に関する法整備が進められています。

#### ■上記以外の主な法律制定や計画の改定等の状況

- ・1997（平成9）年、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定
- ・2000（平成12）年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（通称：人権教育・啓発推進法）」を施行
- ・2002（平成14）年、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定 ※2011（平成23）年の改定により「北朝鮮当局による拉致問題等」を追記
- ・2016（平成28）年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」を施行
- ・2019（令和元）年、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（通称：アイヌ施策推進法）」を施行
- ・2020（令和2）年、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（通称：労働施策総合推進法）」を施行
- ・2020（令和2）年、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を制定

- ・2023(令和5)年、「こども基本法」を施行。同法に基づく「こども大綱」においては、こども・若者を権利の主体と認識し、その多様な人格・個性を尊重することが基本方針とされ、これに基づく具体的な施策を一元的にまとめた「こどもまんなか実行計画」を策定
- ・2024(令和6)年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（通称：子どもの貧困対策法）」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（通称：子どもの貧困対策法）」へ改定・改称
- ・2025（令和7）年、「人権教育・啓発に関する基本計画（第一次）」策定後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を策定

## （2）京都府の動向

京都府では、2025（令和7）年4月に、府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重され、全ての府民が、地域等の社会において「守られている」、「包み込まれている」等といった社会からの温かさを感じることができるようにするとともに、誰もが主体的に社会に参画し、自らの可能性を伸ばすことができる人権尊重の共生社会づくりに資するため、人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策の策定及び実施等について定めた「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」を制定されました。

また、人権という普遍的文化を構築することを目標に、2026(令和8)年4月に「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画」が策定され、複雑多様化する人権問題の解決に向けた取組が進められています。

### ■2016（平成28）年以降の京都府の主な取組

- ・2018(平成30)年「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」の運用を開始
- ・2022(令和4)年、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を改定  
※新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散等の社会問題化に対応
- ・2022(令和4)年、「京都府総合計画」を改定。「人と地域の絆を大切にする共生の京都府」を京都府の将来像として掲げる
- ・2024(令和6)年3月、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)」、「第10次京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府障害者・障害児総合計画」、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」、「第4次京都府地域福祉支援計画」を策定（改定）
- ・2025（令和7）年4月、「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」を制定
- ・2026（令和8）年4月、「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画」を策定
- ・その他、「京都ヒューマンフェスタ」の開催や同和問題（部落差別）等さまざまな人権問題をテーマとした動画を作成するなど人権課題に対する施策を推進

### (3) 与謝野町の取組

本町では、2023(令和5)年3月に策定した町政運営の指針である「第2次与謝野町総合計画後期基本計画」において、「みんなが互いに認め合う風土づくり」を基本施策に掲げ、人権や互いの違いを認め合う多様性の尊重にかかわる施策を町政の柱のひとつに位置付けて、人権や多様性尊重の理念を根付かせるためのさまざまな施策について全庁的に取り組んできました。

人権に関する教育・啓発については、2006(平成18)年に「第1次与謝野町人権教育・啓発推進計画」を策定し、2017(平成29)年3月にはこれを見直し、「第2次与謝野町人権教育・啓発推進計画」を策定しました。これらの計画を通じて、学校、家庭、地域、企業・事業所等のあらゆる場における人権課題、とくに同和問題(部落差別)をはじめとするさまざまな人権問題への理解を深めるための教育・啓発を推進するとともに、町職員や教職員等人権に深く関わる職業従事者に対する研修等にも積極的に取り組んできました。

なお、全庁的な組織として与謝野町人権教育・啓発計画推進本部を設置し、関係各課が密接に連携しながら計画を総合的に推進しています。

#### ■本町における主な取組

- ・さまざまな人権問題の理解と認識を深めることを目的に、町主催の人権講演会の開催、児童・生徒を対象とした人権講演会を保護者参加型で開催、公民館活動における人権講座や研修会等、町民への啓発事業を継続的に実施
- ・人権教育・啓発を担う人材育成のため、人権問題と深いかかわりを持つ職業従事者や企業・事業所、団体職員、社会教育関係者等を対象とした研修を実施
- ・人権侵害を受けた場合の相談窓口として、京都地方法務局や人権擁護委員と連携した各種人権相談を実施するとともに、生命の大切さや人権擁護の重要性等を周知するため、人権の花運動の実施や街頭啓発活動への参加などの取組を展開
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(通称:障害者差別解消法)」に基づき、2017(平成29)年2月に町職員が適切に対応するために必要な事項を整理した「与謝野町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」及び「与謝野町障害者差別解消法職員対応マニュアル」を策定
- ・国内外の潮流に対応し、男女共同参画社会の実現と女性の地位向上を目指して、2008(平成20)年4月に「第1次与謝野町男女共同参画計画(男女(みんな)の和づくりプラン)」を策定し、その後、2019(平成31)年3月には「第2次与謝野町男女共同参画計画(みんなの和づくりプラン)」を策定
- ・人権を侵害する差別事象に対して、町職員が発生現場や相談窓口において的確な判断・対応を行うため、2012(平成24)年4月に「人権侵害差別事象への対応マニュアル」を策定
- ・町の公の施設等でヘイトスピーチの防止を図るため、2020(令和2)年4月に「与謝野町公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を策定

- ・2023（令和5）年8月に「多様性を尊重し合う共生社会づくり検討委員会」を設置し、全ての人々が地域社会で安心して暮らし、町政に参画できる共生社会の実現及び推進について検討を行い、2025（令和7）年に町長へ答申
- ・2024（令和6）年7月に、町職員が多様な性的指向・性自認に関して理解を深め適切に行動するために必要な事項を整理した「与謝野町多様な性に関する職員ガイドブック」を作成
- ・2024（令和6）年12月に、LGBTQ等性的マイノリティの人がその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる、平等で公正な、誰もが生きやすい社会の実現に向けて、「与謝野町パートナーシップ宣誓制度」を施行

### 3. 住民意識調査の結果でみる町民の人権意識

---

16歳以上の町民1,600人を対象に、令和7年9月に「人権に関する住民意識調査」（以下「令和7年度住民意識調査」という。）を実施しました。その主な結果を抜粋し、町民の人権に関する意識・態度の傾向をみていきます。

#### （1）住民意識調査結果からみえてきたこと

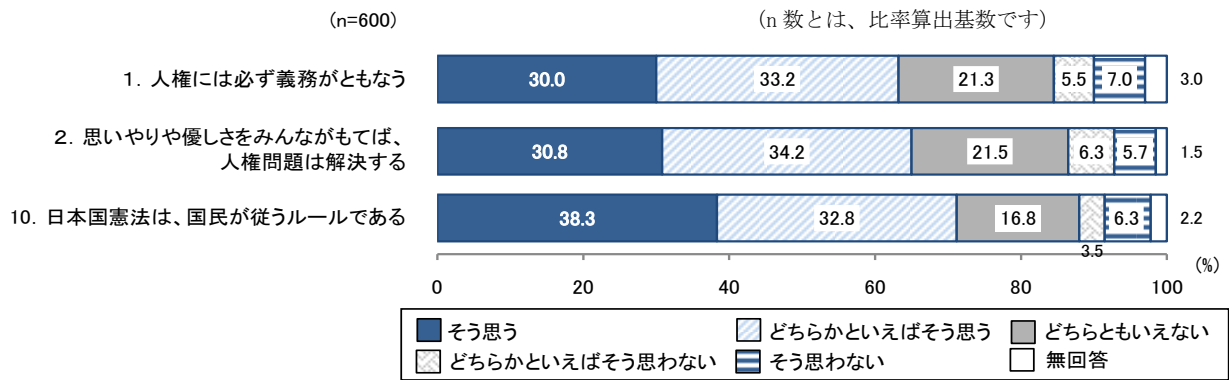
今回の調査では、人権や差別、憲法に関する意識や理解について、複数の設問を通して町民の考え方が明らかにされました。中でも特に注目すべき点がいくつかあります。

##### ①人権・憲法に関する認識不足が広く存在

住民意識調査の結果、「人権には必ず義務がともなう」「思いやりや優しさをもてば人権問題は解決する」「日本国憲法は、国民が従うルールである」という考え方について、「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した人が6割を超えており、多くの人がそのように認識していることが分かりました。

しかしながら、こうした考え方には、人権や憲法に対する基本的な理解が十分ではない側面が見られます。人権はすべての人が生まれながらにして等しく持つ権利であり、義務と引き換えに得られるものではありません。また、憲法は国民を縛るものではなく、国家権力を制限し、国民の権利や自由を保障するためのルールであるという点が、必ずしも広く理解されていないことが明らかとなりました。

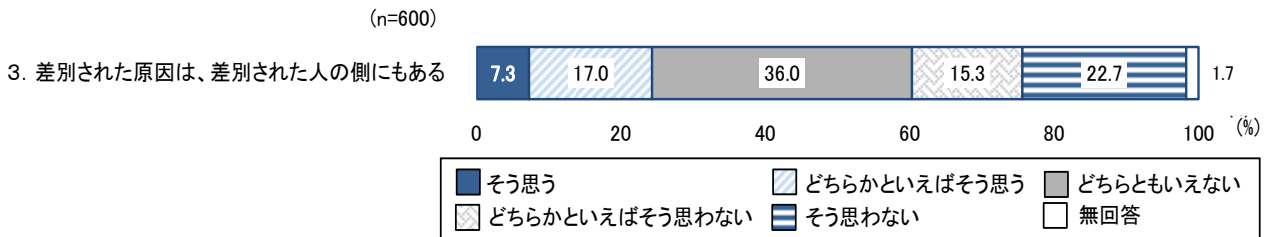
こうした人権や憲法に対する理解不足は、個人が自らの権利を主張することにためらいを感じたり、周囲から誤った評価を受ける要因にもなりかねません。今後、社会全体で人権や憲法に関する理解を深めていくための教育・啓発の取組が求められています。



### ②差別問題の認識にも偏りが見られる

「差別された原因は、差別された人の側にもある」という意見を肯定する回答は高くはなかったものの、多くの人が「どちらともいえない」と判断を保留しており、差別の本質や社会構造に対する理解が曖昧な層が多いことがわかります。

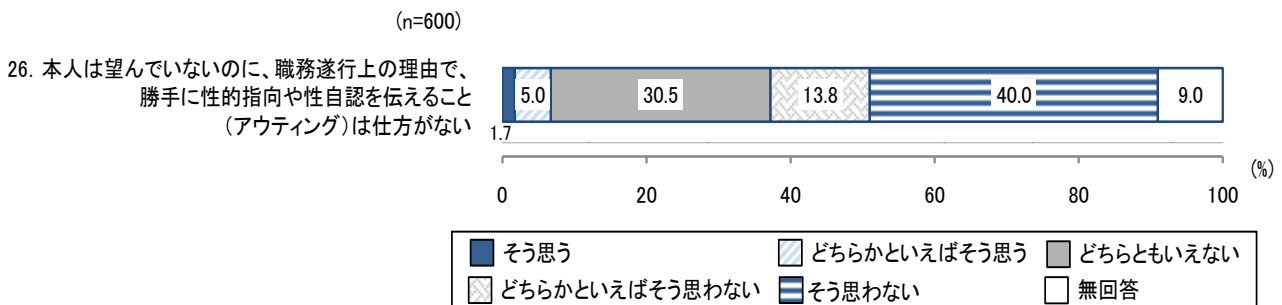
差別を個人の責任にしてしまうと、社会的な問題としての対策が進まなくなってしまいます。このため、差別を社会全体の問題として捉える意識を広げる取組が必要です。



### ③性的マイノリティ（LGBTQ等）への理解不足

LGBTQ等の性的マイノリティに関する設問では、多くの人が「どちらともいえない」と回答しており、情報不足や理解の浅さが背景にあると考えられます。

たとえば、「アウティング（本人の望まないカミングアウト）は仕方がない」といった意見に明確に反対できない人が多いのは、無意識のうちに人権侵害を容認してしまう危険性を示しています。この分野についても、具体的な啓発や教育が必要です。

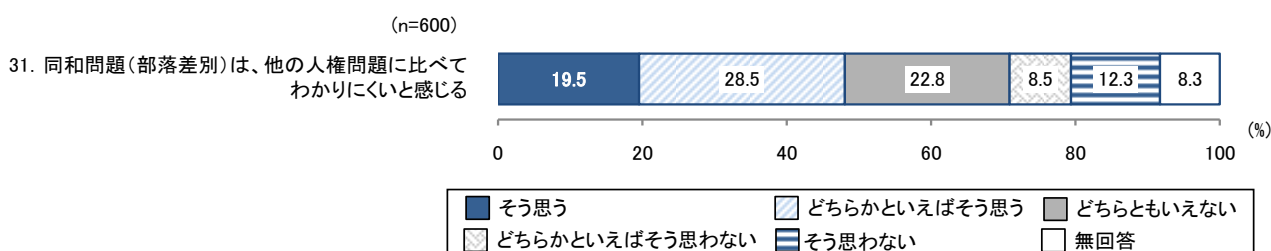


#### ④同和問題（部落差別）についての理解の遅れ

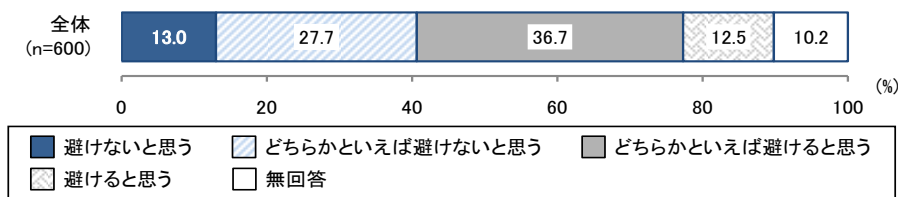
「同和問題は他の人権問題に比べてわかりにくいと感じる」という設問に「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した人は、ほぼ半数にのぼり、同和問題に対する理解の難しさや、情報の不足がうかがえました。

また、「同和地区に住むことを避けたい」と回答した人も半数近くおり、その理由として「閉鎖的なイメージ」や「差別されるのではないかという不安」が挙げられています。

これらの結果は、同和問題の歴史や解決に向けた取組が正しく理解できていないものであり、今後も、事実に基づいた情報提供や人権教育・啓発を通じて、理解を深めていくことの重要性が示されています。



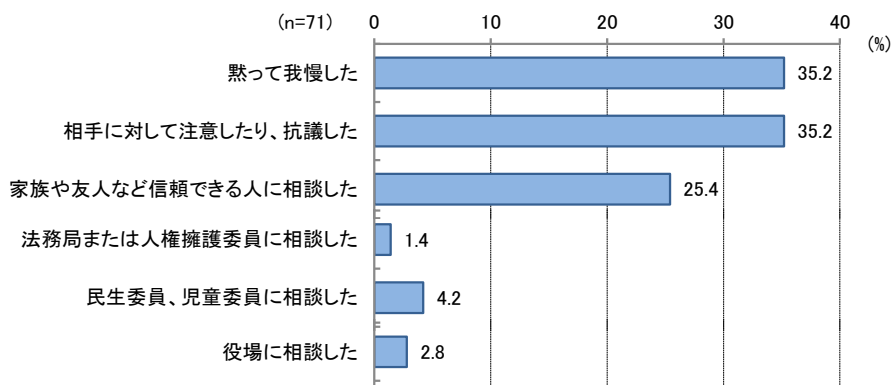
9-1. 家を購入したりアパートを借りるなど、あなたが住宅を選ぶ際に、価格等が希望にあっても、被差別部落（同和地区）内に物件がある場合、どうだと思いますか



#### ⑤人権侵害を受けた際の対応に課題

人権侵害を経験した人の多くは、「黙って我慢した」または「相手に対して注意したり、抗議した」と回答し、ついで「家族や友人など信頼できる人に相談した」が多くなっています。公的機関への相談は非常に少なく、相談先として法務局等があることすら知らない人も多いと推測されます。

公的な相談機関の存在と、そこがどのような対応をとってくれるのかという情報提供が必要です。



## (2) 住民意識調査結果<年齢比較>からみえてきたこと

今回の調査では、10～30代の若年層からの回答数が少なかったため（10代10件、20代15件、30代19件）、年齢別比較を行うにあたっては「40歳未満」としてひとまとめにし、それ以上の世代と比較を行いました。

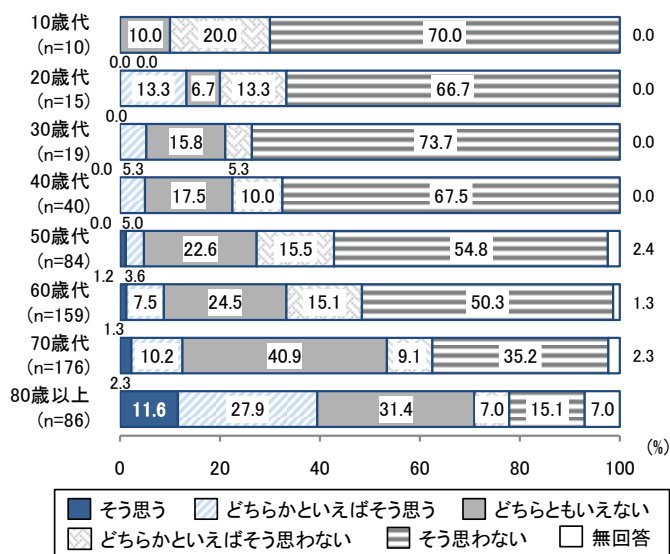
### ①年代による人権意識の差

たとえば、「夫の親を妻が介護するのは当然だ」という性別役割を肯定する意見に対して「そう思わない」と否定する割合は、80歳以上では22.1%だったのに対し、40歳未満では81.8%と大きな差が見られました。

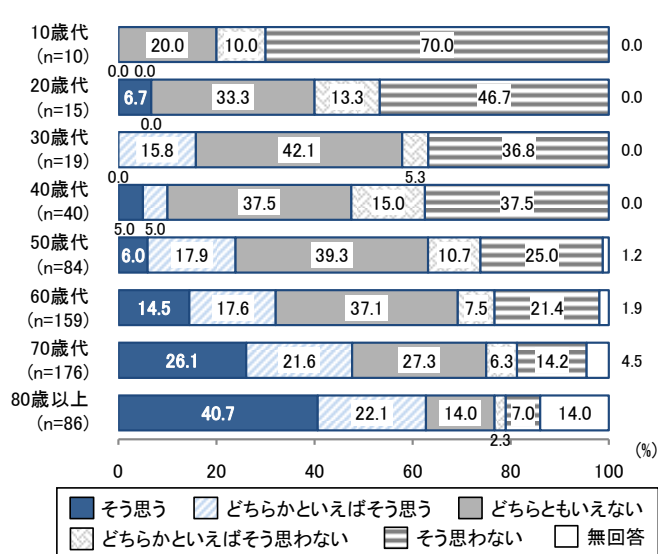
また、「自分の身内に同性愛者はいてほしくない」という設問に、「そう思わない」と回答した割合は、80歳以上では9.3%だったのに対し、40歳未満では56.8%となっており、若年層ほど多様な性のあり方への理解や受容の傾向が比較的高いことがうかがえます。

こうした結果から、世代によって受け止め方が異なることが分かり、すべての世代に対して、人権を尊重するための理解と情報を広げるための人権教育・啓発の重要性が示されています。

4. 夫の親を妻が介護するのは当然だ



25. 自分の身内に同性愛者はいてほしくない

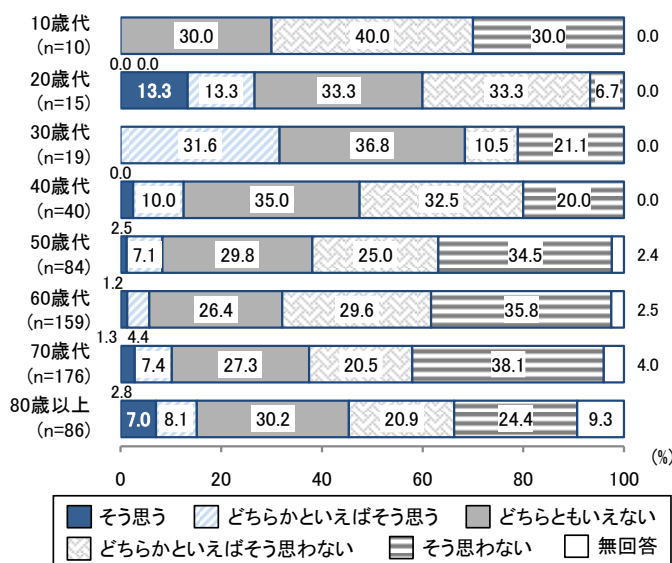


## ②若年層に特徴的な課題

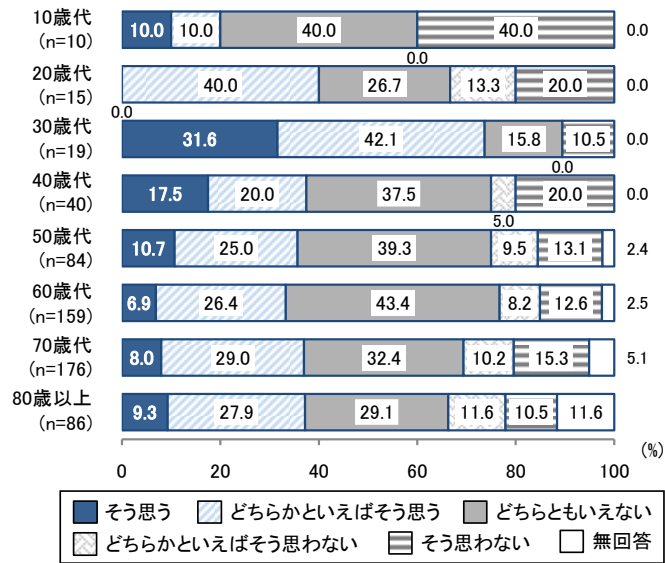
「民間企業は利益が第一なので、障害者の雇用が進まなくても仕方ない」、「自分が住んでいる地域に外国人が増えると、治安や秩序が乱れるという気持ちがある」という意見に対して肯定する意見が40歳未満が他の世代より高い数値になっています。

こうした若年層の傾向は、近年の人権意識調査でも見られる特徴であり、今後の人権教育の大きな課題とされています。

### 19. 民間企業は利益が第一なので、障害者の雇用が進まなくても仕方ない



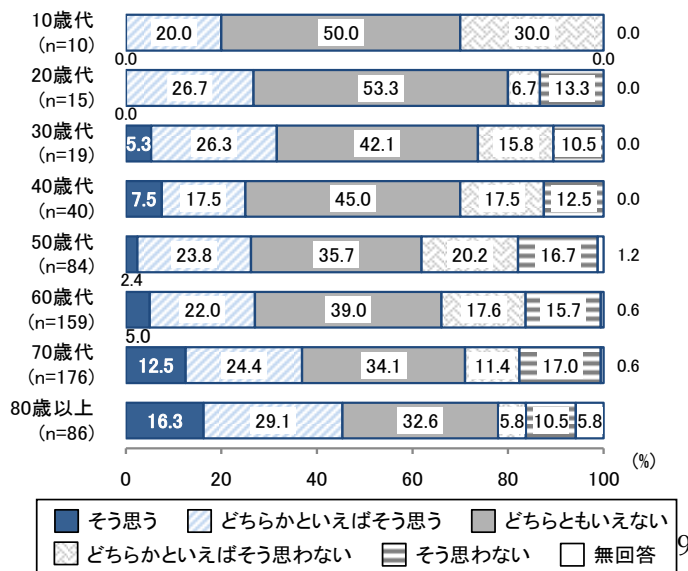
### 24. 自分が住んでいる地域に外国人が増えると、治安や秩序が乱れるという気持ちがある



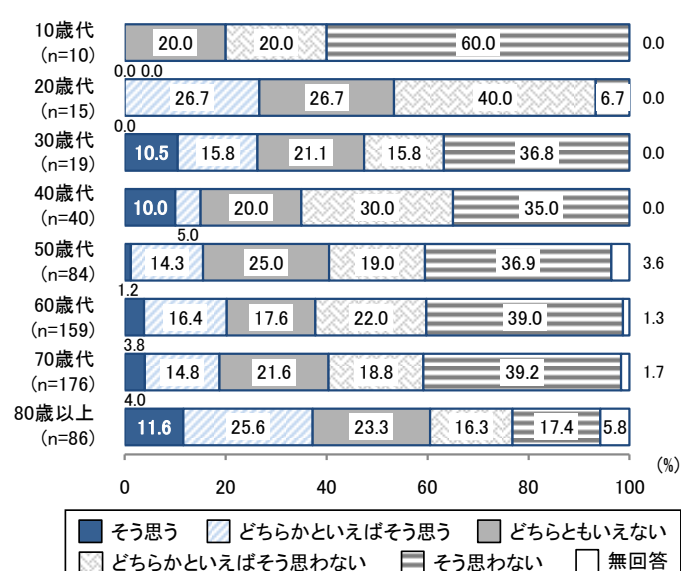
## ③高齢層（特に80歳以上）は自己主張を控える傾向

「社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」とする意見への肯定回答が80歳以上では45.4%と他の世代より高く、「高齢者はあまり自己主張せず、家族や周りの人の言うことを聞いたほうがよい」という意見にも37.2%が同意しており、自らの権利を控えようとする意識が見受けられました。

### 8. 社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある



### 12. 高齢者はあまり自己主張せず、家族や周りの人の言うことを聞いたほうがよい



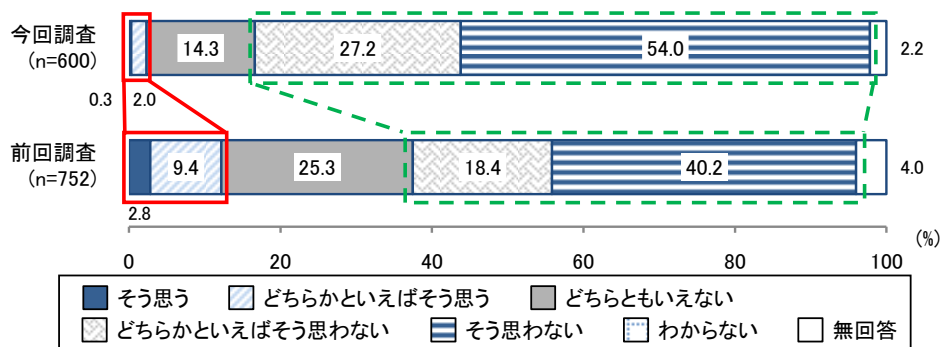
### (3) 住民意識調査結果<前回調査との比較>からみえてきたこと

今回の調査では、前回（2012年）と設問内容が大きく異なるため、直接比較できる項目は限られていますが、比較可能な部分からは地域社会の人権意識の変化が見えてきます。

#### ①こどもの人権について

「こどもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見を聞かなくてもよい」という考え方については、「そう思わない」と回答した人の割合が大幅に増えており、こどもの意見や参加を重視する意識が高まっていることがわかります。

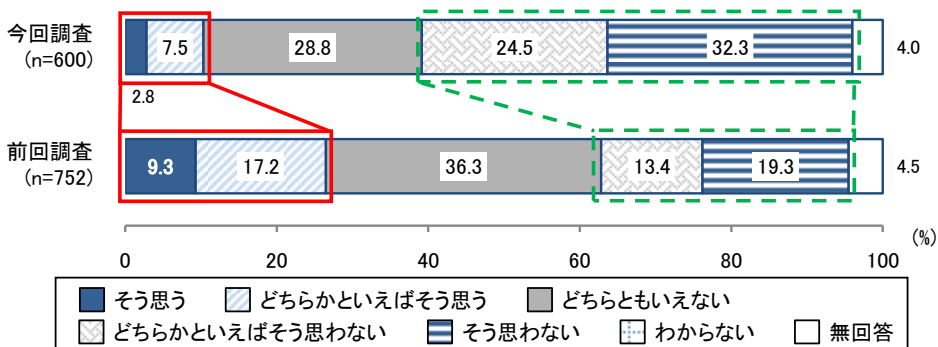
6. こどもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見を聞かなくてもよい。



#### ②障害のある人の人権について

「民間企業は利益が第一なので、障害者の雇用が進まなくても仕方がない」という意見についても、「そう思わない」という否定的な回答が前回よりも24.1ポイントも増加しており、障害のある人の権利への理解や配慮が進んでいる様子が見えます。

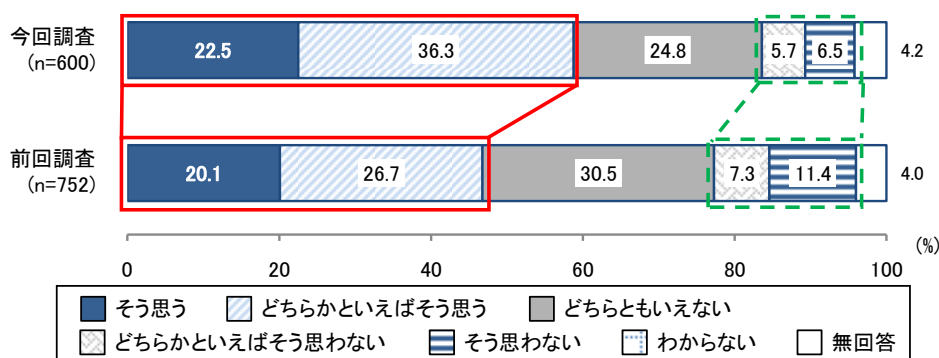
19. 民間企業は利益が第一なので、障害者の雇用が進まなくても仕方がない。



### ③外国人の人権について

「日本で住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をするべきである」という意見には、「そう思う」の割合が前回よりも12ポイントも増加しています。この背景には、近年の選挙等で「日本に住む外国人が地域社会でトラブルを起こしている」というような主張が政治的に取り上げられた影響があると考えられます。

21. 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである。

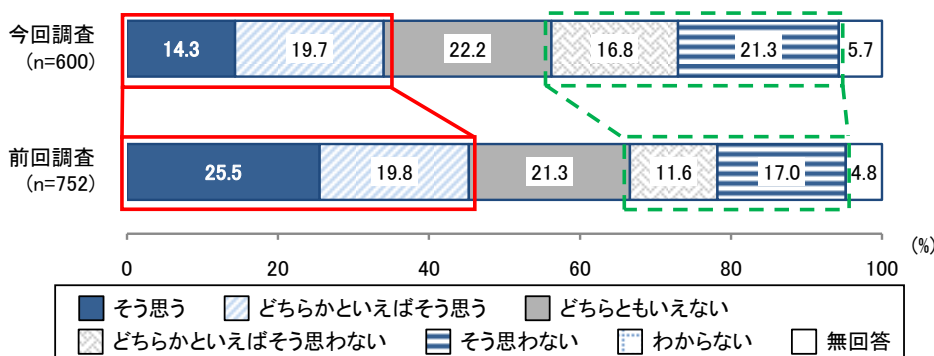


### ④同和問題（部落差別）について

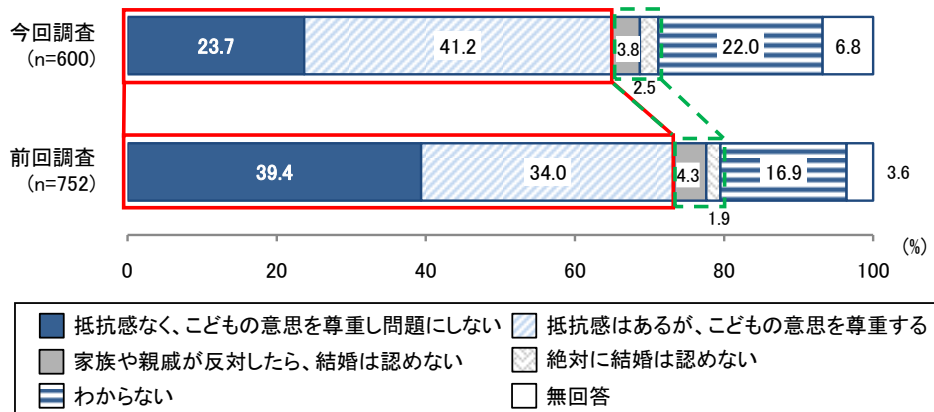
「同和問題（部落差別）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい」という考え方に対して否定する意見が9.5ポイント増えており、学校や職場での学習や研修の重要性を認める人が増えてきているのは、人権意識の向上がうかがえます。

しかしながら、被差別部落出身者との結婚に対して「抵抗感なく、こどもの意見を尊重し問題にしない」と答えた人の割合は15.7ポイントも減少しており、結婚に対する意識には後退が見られます。

29. 同和問題（部落差別）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい。



8 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手が被差別部  
落（同和地区）出身者であった場合、あなたはどのように思いますか。



## 第2節 計画の位置づけと期間

### 1. 計画の法的根拠

本計画は、人権教育・啓発推進法第5条の規定を踏まえ、本町における人権教育及び人権啓発に関する取組を行うため、必要な事項を定めるものです。

#### 【人権教育・啓発推進法から抜粋】

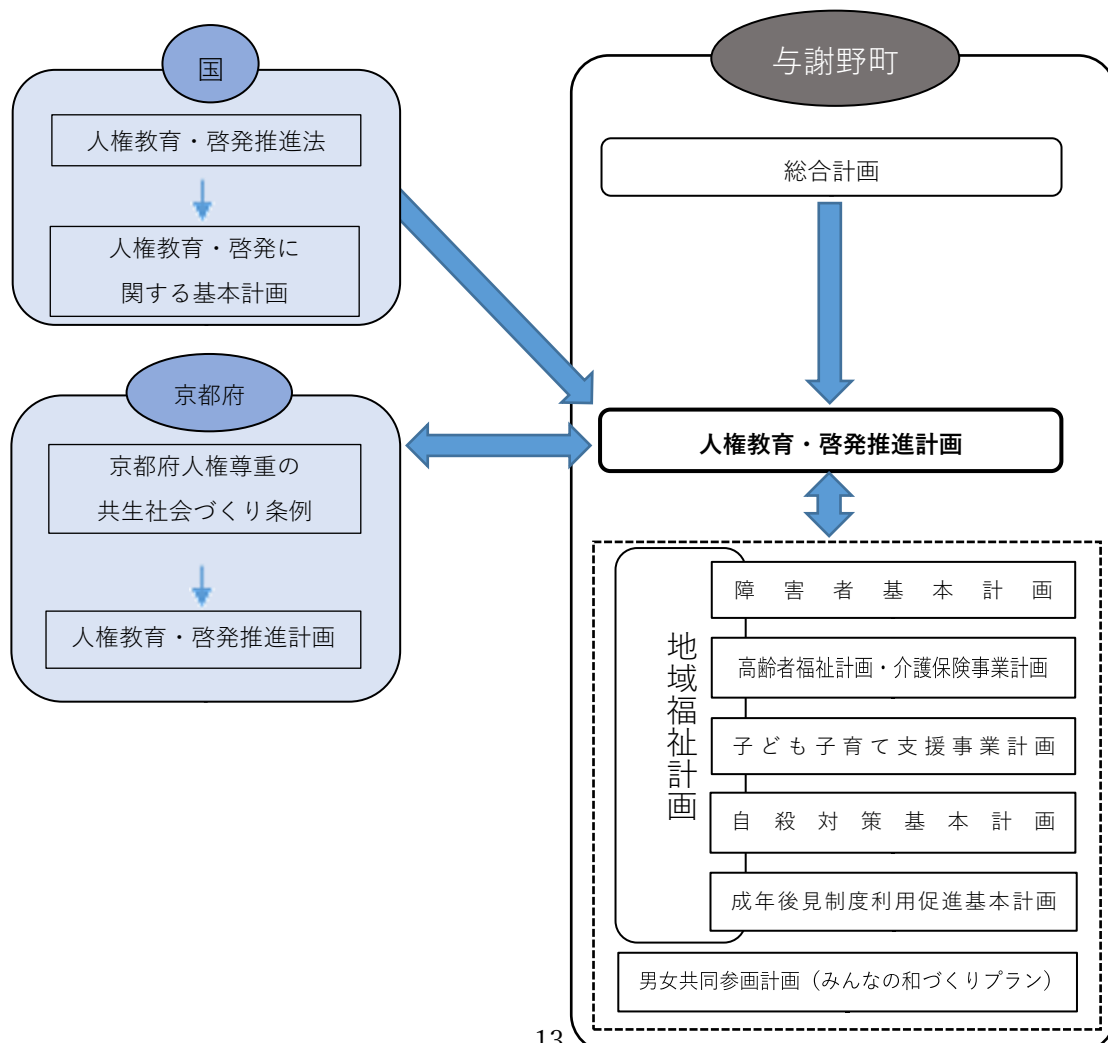
(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、人権教育・啓発推進法に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」や「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」、「京都府人権教育・啓発推進計画」、「与謝野町総合計画」等を踏まえ、本町における人権教育・啓発推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性等を示すものです。

なお、個別課題の推進にあたっては、「与謝野町男女共同参画計画」や「与謝野町障害者計画」など分野ごとの計画と合わせて実施するものです。



### 3. 計画の名称

---

第3次与謝野町人権教育・啓発推進計画

### 4. 計画の期間

---

本計画は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間の計画の期間とします。

なお、本計画は、社会情勢の変化等、必要に応じ計画の見直しを行います。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念

人権とは、すべての人間がその尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、私たち一人ひとりが社会の中で生きるために不可欠な「生存」「自由」「幸福な生活」を営むための最低限の権利です。この権利は、すべての人に平等に、そして永久に与えられるべきものであり、日本国憲法においても「基本的人権」として保障されています。そして、こうした人権の普遍的価値は、先人たちが長い時間と努力を積み上げることで形作られてきたことを忘れてはいけません。

この権利は、年齢、性別等、国籍、障害の有無等の違いに関わらず、すべての人に平等に、永久に保障されるべきものです。そして、人権を尊重する社会の実現には、一人ひとりが「自分の権利を大切にすると同時に、他者の権利も尊重する」という意識を持つことが不可欠です。自分自身を大切に、自分の尊厳を守ることができれば、自然と他者の存在や違いも受け入れ、思いやる心が育まれていきます。

本町は、こうした人権の尊重を社会の基盤とし、その大切さを共有しながら、互いの違いを認め合い、誰もが排除されることなく自分らしく生きることができる共生社会をめざします。そのため、人権教育や啓発活動を通じて、差別や偏見の解消に取り組み、町民一人ひとりが人権について考え、共に尊重し合うまちづくりを進めていきます。

#### 基本理念

町民一人ひとりが自己の人権を守るとともに、互いの人権を尊重し、  
自分らしく生きることができる共生社会をめざします

### 第2節 計画の基本方針

本計画における基本方針は、基本理念に基づき、特に次の3つを取組の柱として推進します。

#### 1. 人権問題を「自分ごと」としてとらえ、考え、行動できる人権教育・啓発

町民一人ひとりが、人権問題を「他人ごと」ではなく、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、解決に向けて行動する力を育む人権教育・啓発を推進します。

#### 2. 多様性や共生社会の考え方を定着させる人権教育・啓発

年齢、性別等、国籍、障害の有無に関わらず、すべての町民が、互いに認め合い、尊重し合う共生社会の考え方を浸透し定着を図る教育・啓発を推進します。

### 3. 生涯を通じた人権教育・啓発

ライフステージに応じた「気づき・考え・行動する」力を養い、人権と多様性が尊重される地域づくりを進めます。

## 第3節 計画の推進方針

### 1. 発達段階やライフステージに応じた人権教育・啓発

#### (1) 認定こども園等

認定こども園等では、幼児期から人権尊重の心を育むことの重要性に鑑み、遊びや集団活動を通じて、基本的な生活習慣の習得とともに、思いやりの心や多様性を尊重する態度を育みます。また、自分自身も人権を持つ大切な存在であることを、子ども自身が感じ取れるような関わりや働きかけを重視し、家庭・地域との連携を通じて、幼児の人権意識の芽生えを支援し、推進します。

また、保育教諭（保育者）の資質向上とともに、「子どもの権利条約」の理念を基盤にして、人権意識の向上を図ります。

#### (2) 学校

学校では、児童生徒に対して「自分自身の人権が保障され、自分も他者も大切な存在である」ことを実感できるよう、学習指導要領に基づいた教科指導や体験活動を通じて、規範意識や実践力の育成に努めます。また、いじめ問題を含む人権に関連する課題に対し、いじめがどのように人権を侵害する行為であるかを理解し、相互尊重の大切さを学ぶ機会を提供します。さらに、インターネット上の人権侵害を含む現代的な課題に対応する教育も強化し、「加害者にも被害者にもならない」、「責任ある情報発信」という観点を取り入れ、人権感覚と適切な情報発信に必要な判断力・実践力を養います。

教職員については、人権意識の高い教育実践者として、いじめに対する適切な対応方法や支援策を学ぶことも含め、継続的な研修により専門性と人間性の向上を図ります。

#### (3) 家庭

家庭はすべての教育の出発点であり、こどもが人権感覚や道徳性、豊かな情操を育む基盤です。家庭において保護者とこどもがともに学べるよう、保護者の学習機会の充実や、子育て支援の相談体制の整備により、家庭教育力の向上を図ります。

#### (4) 地域社会

地域における人権意識の向上は、多様な人々のふれあいを通じて、支え合う中で培われていきます。さまざまな人権問題についての理解と認識を深めるため、公民館等における学習機会の提供や、学校と協働してこども達が地域で学ぶことができる機会を充実させるなど、地域社会全体で住民同士の交流の促進と人権教育を進めます。

## **(5) 企業（職場）**

多くの人が職場で他者と関わりながら仕事をしています。お互いを理解し、安心して働ける、心理的安全性が確保された職場環境づくりを推進するための啓発活動に努めます。

## **2. 人権教育・啓発の推進における効果的な方法**

---

### **(1) 町民に対する啓発**

町民ひとりひとりが自分と他者の人権を大切にする意識を醸成する機会として、町民が気軽に参加できる講演会やセミナーを開催し、人権や多様性について学び、考える機会を提供します。また、人権擁護に関する啓発ポスターや作文、俳句を募集し、優秀作品を表彰することで、町民の関心を高める取組を行っていきます。さらに、公民館や社会教育施設を中心に地域の実情に応じた学習機会を増やし、町民が身近な人権問題について学ぶ場を設けます。加えて、異なる価値観や背景を持つ他者との交流の機会を創出し、無意識の差別や偏見に気づき、言動を改めることを促進します。これらにより、地域全体で多様性を理解し、肯定的に受け入れる意識が醸成されます。

加えて、町広報紙、ホームページ、CATV等のメディアやSNSを活用して、人権や多様性に関する情報を広く発信し、町民への継続的な啓発を図ります。

### **(2) 企業・事業所に対する啓発**

企業・事業所に対する人権啓発を推進するため、雇用主が人権問題を正しく認識し、職場内でのハラスメント防止や、雇用・配置・昇任等の機会における公平な待遇と評価の推進に積極的に取り組むことが重要です。また、企業活動は単なる利益追求にとどまらず、従業員とその家族、地域社会、消費者、さらには地球環境にも配慮しながら、社会全体の福祉に貢献することが求められています。そのため、商工団体、労働局等関係機関との連携により、企業のニーズに応じた研修会の開催等、研修機会の充実に努めます。

### **(3) 人権教育・啓発を担う人材の育成及び資質の向上**

人権教育・啓発の実効性を高めるためには、地域の実情に精通した担い手の育成が不可欠であり、町民一人ひとりが人権問題を自らの課題として認識し、継続的に学ぶ中で、地域社会に根ざした啓発推進者を育てていく必要があります。そのため、地域活動、教育現場、企業等あらゆる場で人権教育・啓発を担う人材の育成に取り組み、研修・情報提供を通じてその資質向上を支援します。また、担い手不足が懸念される人権擁護委員や民生委員・児童委員等の地域支援者についても、新たな担い手の発掘・育成に努めます。

### 3. 人権に関係の深い職業に従事する人たちへの人権教育・啓発

---

#### (1) 行政職員

行政職員は全体の奉仕者として町民生活に深く関わる業務を幅広く行っていることから、職員一人ひとりが正しい知識を身につけ、人権への配慮を常に心がけながら職務を遂行できるよう、人権に関する研修会等の充実に努めます。

#### (2) 教職員・社会教育関係者

教職員は、日頃から児童生徒の人権を擁護し、学校での教育活動全体を通じてこどもの人権意識を育む使命があります。そのため、教職員自身が高い人権意識を身につけることができるよう、人権尊重について正しい知識を得るとともに、その指導や実践の方法をよりよいものとするよう研修会等を計画的に実施していきます。

社会教育関係者においては、社会教育主事や公民館等の施設職員の資質及び専門職員としての自覚の向上を図る必要があります。そのため、国や京都府が主催する人権問題を扱った各種研修へ積極的に参加を促します。

#### (3) 医療関係者

人々の生命や健康を守るという重要な役割を担う医師や歯科医師、看護師、薬剤師等の医療関係者は、高い倫理観や道徳観、人権意識を持って患者やその家族等のプライバシーに対する配慮や人権を擁護する行動や判断が求められます。

より一層、きめ細やかな人権感覚を身につけ、相手の立場に立って職務に臨むことができるよう、啓発に努めます。

#### (4) 福祉関係者

民生委員・児童委員、ケアマネジャー等の福祉関係者は、こども、高齢者、障がいのある人や生活困窮者等の人々と直接かかわりを持って日々の業務を遂行しています。

高齢化の進展に伴い、福祉業界はますます多くの人材を必要としている状況です。そうした求めに応じて新たに福祉に携わる人も含めて、福祉サービスの利用者一人ひとりを個人として尊重し、プライバシーに配慮しながら業務が遂行できるよう、福祉関係者への啓発活動に努めます。

#### (5) その他

マスメディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者や発信者の積極的な取組が必要です。一方では、誤って報道・情報発信等された場合等、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動・情報発信等に当たっては、人権に常に配慮がなされるよう啓発に努めます。

## 第3章 人権に関する個別課題ごとの取組

### 第1節 重点的に取り組む人権課題

#### 1. インターネット上の人権侵害

##### 【現状・これまでの取組】

近年、インターネット上の匿名の掲示板や裏サイト、SNS等での差別発言やいじめ、実在する企業のホームページに酷似した偽のサイトへの誘導や著名人を装う動画等によって詐欺の被害にあう事例等、多くの問題が指摘されています。これらの問題の被害者は大人や高齢者だけでなく、子どもが被害者にも加害者にもなり、犯罪やトラブルに巻き込まれる事案も発生しています。子どもが巻き込まれる事案としては、SNSへの書き込みによる誹謗中傷、いじめ、SNS等に載せた写真等の個人情報の流出、SNSを通じて知り合った人からの誘い出しによる性的被害、無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用、「闇バイト」等の情報によりアルバイト感覚で犯罪に加担すること等が挙げられます。その中には、子どもが被害者になるだけでなく、加害者になりうるものもあり、安全なインターネットの利用について啓発が必要です。

国においては、2009(平成21)年4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(通称:青少年インターネット環境整備法)」を施行し、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化する等対策に取り組んでいます。また、インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設する等、2022(令和4)年10月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(通称:プロバイダ責任制限法)」が改正されました。さらに2025(令和7)年4月には対応の迅速化を図る「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(通称:情報流通プラットフォーム対処法)」が施行され、より一層インターネット上の誹謗中傷や権利侵害情報への対応が強化されました。

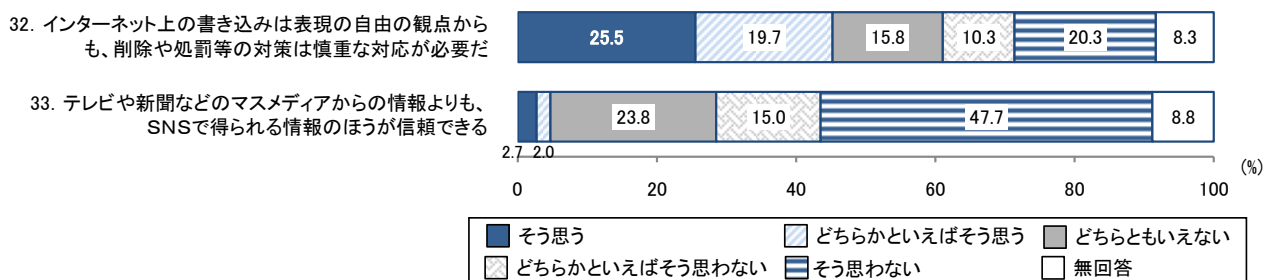
2014(平成26)年11月には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(通称:リベンジポルノ防止法)」が施行され、元交際相手等の性的な写真や動画を、嫌がらせの目的でインターネット上に公開、拡散させる「リベンジポルノ」の取り締まりが強化されました。

##### 【意識調査でみるインターネット上の人権にかかわる問題に対する認識状況】

〔32. インターネット上の書き込みは表現の自由の観点からも、削除や処罰等の対策は慎重な対応が必要だ〕は『そう思う』が45.2%、『そう思わない』が30.6%となっている。

〔33. テレビや新聞などのマスメディアからの情報よりも、SNSで得られる情報のほうが信頼できる〕は『そう思う』が4.7%、『そう思わない』が62.7%となっている。

(n=600)



### 【課題】

- 全国的に、インターネットを通じて交流や情報共有を行うSNSにおけるトラブルが増加しており、子どもが犯罪の被害にあうケースもあることから、深刻な課題となっています。
- インターネットの利用に際しての必要な知識や技術、トラブルの際の対処についての適切な情報提供が、子どもから高齢者まで必要となっています。
- インターネットは誰でも気軽に投稿や書き込みができる一方、自分自身が他人への誹謗中傷、無責任なうわさ、個人のプライバシー情報等を広めてしまう可能性があります。そのため、インターネットを通じた人権侵害について、被害者・加害者の両面から啓発を推進していく必要があります。

### 【主な取組】

取組	活動
情報モラルに関する教育・啓発の充実	小・中学校においては、インターネットやSNSの普及が子どもたちの生活に与える影響について理解を深めるとともに、インターネット上でのトラブルや犯罪から自分自身を守るための知識や判断力を身につけられるよう、情報モラルに関する教育・啓発活動の一層の充実に努めます。
有害情報への適切な対応の促進	町民がインターネット上で誹謗中傷等の権利侵害を受けた場合に適切に対応できるよう、関連する知識や対応方法についての広報啓発に努めます。また、京都府や警察、法務局等と連携し、権利を侵害された個人や団体が必要な手続きを行えるよう相談体制の整備を図ります。

## 2. 女性

### 【現状・これまでの取組】

長い歴史の中で、男性を中心に築かれてきた社会の仕組みや日常的な価値観・考え方は、男女の関係に不均衡をもたらし、それが長らく社会全体で当たり前のものとして受け入れられてきました。

女性の人権課題の中でも特に深刻かつ重要な問題として、「女性に対する暴力」があげられます。配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等、女性に対する暴力は多様な形態で存在しており、社会全体でその根絶を目指す必要があります。

政府は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（通称：DV防止法）や性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターの整備、啓発活動の推進等、被害者に寄り添った対策を講じています。また、2020（令和2）年には性犯罪に関する刑法の改正が行われ、被害者保護の強化が図られました。

また、女性の地位向上と男女共同参画社会の実現に向けた取組も進められています。2015（平成27）年に開催された国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」では、17の目標の一つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられる等、国際的なジェンダー平等の取組は継続して積極的に進められています。

世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数2025」では、日本の順位は148か国中118位（前年は146か国中118位）となっており、特に経済分野（112位）と政治分野（125位）の順位が著しく低くなっています。

国内においても、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（通称：男女雇用機会均等法）」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（通称：ストーカー規制法）」、「男女共同参画社会基本法（通称：男女共同参画基本法）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」をはじめとした男女平等や女性の地位向上のための法整備を行い、様々な対策が図られています。

京都府においては、「KYO あげぼのプラン（第4次）京都府男女共同参画計画」が策定されています。

本町では、2019（平成31）年3月に「みんなの和づくりプラン 第2次与謝野町男女共同参画計画」を策定し、すべての町民の豊かな暮らしの実現に向け、まちづくりのあらゆる分野で男女が社会の対等な構成員として社会参画できる取組を推進しています。

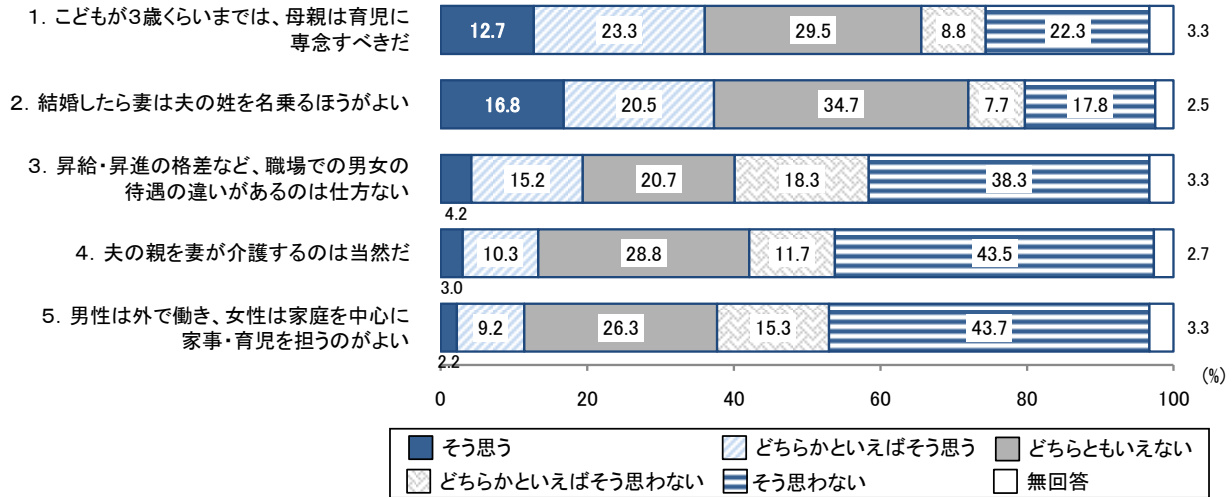
### 【意識調査でみる女性の人権にかかわる問題に対する認識状況】

〔1. こどもが3歳くらいまでは、母親は育児に専念すべきだ〕は、『そう思う』が36.0%、『そう思わない』が31.1%となっている。

〔2. 結婚したら妻は夫の姓を名乗るほうがよい〕は、『そう思う』が37.3%、『そう思わない』が25.5%となっている。

〔3. 昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違いがあるのは仕方ない〕、〔4. 夫の親を妻が介護するのは当然だ〕、〔5. 男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児を担うのがよい〕は、『そう思う』より『そう思わない』の割合が高く、『そう思わない』は5割台となっている。

(n=600)



### 【課題】

- 長い歴史の中で男性中心に作られてきた社会の仕組みや日常の考え方を見つめ直し、男女が平等で共に住みやすい町につながる取組が求められています。
- 性暴力やセクシャルハラスメント、職場におけるマタニティハラスメント等、女性に対する暴力やハラスメントについて、対策が求められます。なお、これらの暴力やハラスメントは女性に限らず男性や性的マイノリティの人等が被害者となるケースもあり、広い視点を持って対策を行う必要があります。
- 「みんなの和づくりプラン 第2次与謝野町男女共同参画計画」では、審議会や委員会等への女性委員の数が、その総数の30%以上となるよう努めることを目標としています。その結果、審議会等委員の女性比率は令和7年度で31.1%となっています。しかし、現状では女性委員の数が0名の機関もあり、町の政策・方針決定過程への女性の参画拡大が課題です。

### 【主な取組】

取組	活動
男女共同参画の教育・啓発の推進	男女が、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現に向け、引き続き「みんなの和づくりプラン『与謝野町男女共同参画計画』」の推進を図ります。
働く場における男女共同参画の促進	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（通称：男女雇用機会均等法）」の推進に加え、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止に向けて、事業主が配慮すべき事項等について周知を行い、理解の促進に努めます。
政策等立案・決定の場への女性参画の推進	女性が社会のあらゆる場に参画し、政策・方針決定過程等の場において女性の意見が反映されるよう、審議会等への女性委員の参画を図ります。
暴力の根絶	あらゆる暴力は重大な人権侵害であるという意識を醸成するため、与謝野町男女共同参画計画等に基づき、教育・啓発の推進、相談体制の充実、被害者の安全確保や自立に向けた支援体制の強化など総合的な支援に取り組めます。

相談体制の充実	京都府、警察、相談機関等との連携を強化し、DV等被害者の相談体制の充実を図ります。また、様々な悩みや生きづらさを抱える女性に対し、女性カウンセラーによる相談を行います。
---------	--

### 3. こども

#### 【現状・これまでの取組】

国におけるこどもの人権を法的に守るための取組については、1999(平成11)年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(通称：児童ポルノ禁止法)」が、2000(平成12)年に「児童虐待の防止等に関する法律(通称：児童虐待防止法)」が制定されました。

また、いじめが社会問題化したことを受けて、国では、2013(平成25)年に、いじめの「防止」や「早期発見」のための対策を総合的かつ効果的に進めるための基本理念や、関係者の責務等を定めた「いじめ防止対策推進法」を施行しました。

格差社会の進展等によりこどもの貧困が大きな問題となり、その解消、教育の機会均等、貧困の世代間連鎖の防止を図るため、2014(平成26)年1月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(通称：子どもの貧困対策法)」を施行しました。

さらに、2024(令和6)年に「子ども・若者育成支援推進法」を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に「ヤングケアラー」が明記されました。本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているヤングケアラーへの認識が広まりつつあり、彼らが抱える責任や負担が、学業や友人関係等に影響を及ぼす懸念も指摘されています。

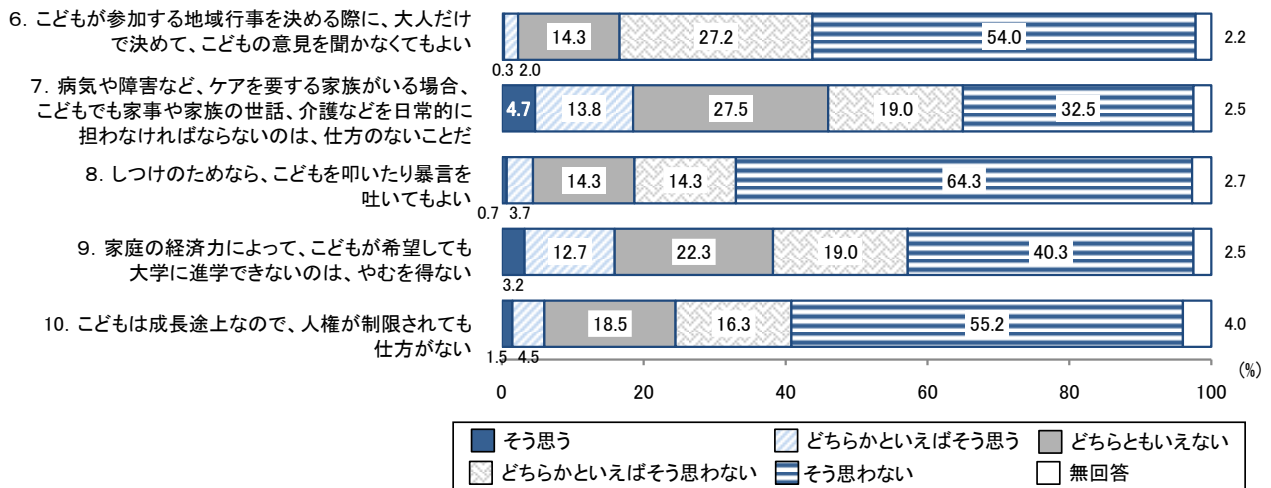
加えて、2024(令和6)年には、こどもに接する仕事に就く人に性犯罪歴がないか確認する制度である「日本版DBS」を導入するための法律も成立しました。

本町では、国の少子化及び子育て支援対策をめぐる法制度の整備を受けて、「与謝野町次世代育成支援行動計画」をはじめ、2025(令和7)年3月には、「第3期与謝野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、一人ひとりのこどもが健やかに成長でき、安心して子育てができる社会をめざし、様々な取組を推進します。

#### 【意識調査でみるこどもの人権にかかわる問題に対する認識状況】

いずれも『そう思う』より『そう思わない』の割合が高く、〔6. こどもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見を聞かなくてもよい〕で81.2%、〔8. しつけのためなら、こどもを叩いたり暴言を吐いてもよい〕で78.6%となっている。

(n=600)



### 【課題】

- 子どもの権利条約において、こどもには生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など様々な権利が定められています。また、子どもの権利条約にはあらゆるこどもの権利を実現する4原則として「差別の禁止」、「こどもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」が取り入れられています。こどもを成長過程における保護や配慮の対象とするだけでなく、権利主体として捉え、一人の人間として持つ様々な権利を尊重する意識を高め、こどもが、自分自身が持つ権利について学ぶことができる教育機会を保障していく必要があります。
- 2014(平成26)年に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」では、共生社会の実現に向け、障害のあるこどもを排除しない「インクルーシブ教育システム」の重要性が強調されています。全てのこどもが安心して学ぶことのできる教育環境の整備が、これまで以上に求められています。
- 家庭と社会とのネットワークが弱体化しており、いじめや虐待等に早急に対応できる機能的な体制が十分に整備されていません。

### 【主な取組】

取組	活動
児童虐待の防止及び早期対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関との連携を密にし、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、対象家庭への支援により再発防止を推進します。</li> <li>● 母子保健事業や相談事業から育児不安の早期発見・対応・解消を図り、虐待の予防につなげます。</li> <li>● 診察時の身体状況や親子関係の状況把握により支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な相談支援や関係機関との連携を図ることで、適切な支援を行います。</li> </ul>
いじめ防止への取組	いじめを生まない学級づくりやいじめが起きた際の早期発見、早期対応、心のケアの充実に努めます。
教職員等の資質向上のための研修の実施	こどもの人権がしっかり守られるよう、教職員および保育教諭（保育者）に対する指導を継続して実施します。あわせて、教職員がこどもを権

	<p>利の主体として認識し、日々の教育の中で子ども自身が「自分の人権を大切にできる」教育を推進します。</p>
<p>非行防止・健全育成活動の充実</p>	<p>児童生徒へインターネットトラブル対策や薬物乱用防止に関する学習を通じ、トラブルの未然防止を図ります。</p>
<p>不登校児童生徒等の居場所の確保</p>	<p>不登校児童生徒が安心できる居場所を設置し、学習支援や生活支援を行います。また、クラスに入りづらい児童生徒に対して、個に応じたより柔軟できめ細やかな支援の充実を図ります。</p>
<p>障害のある幼児・児童・生徒への支援</p>	<p>障害の有無にかかわらず、互いが尊重し合える仲間として認め合うことができる保育・教育活動に取り組みます。</p>
<p>相談体制の充実</p>	<p>教育相談等の相談窓口を設置し、児童生徒の心のケアやいじめ問題対策の推進に取り組みます。</p>
<p>こどもの貧困対策の推進</p>	<p>経済的な理由で学校生活に困難を抱える小・中学生の保護者に対して、学びに必要な費用を支援し、家庭の負担軽減を図り、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めます。</p> <p>また、こどもの行動・状態の変化にいち早く気づき、学校、福祉、医療機関等が連携し、家庭全体を支援する体制づくりに努めます。</p>

#### 4. 高齢者

##### 【現状・これまでの取組】

国では、1995(平成7)年12月に、高齢社会対策の基本的方向性を示すことによって、高齢社会対策を総合的に推進するための「高齢社会対策基本法」を、2000(平成12)年4月に高齢者の介護を地域や社会全体で支えること等を目的とした「介護保険法」を、また2006(平成18)年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(通称：高齢者虐待防止法)」をそれぞれ施行し、高齢者の人権が尊重され、安心して地域で生活できる環境を整えるための様々な取組が進められています。

こうした取組が進む中、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景に、2024(令和6)年10月1日現在の日本の65歳以上高齢者の割合(高齢化率)は29.3%となっており、現在日本は超高齢社会に突入しています。2025(令和7)年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、また、2040(令和22)年には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えることから、介護保険制度や高齢者の権利擁護のための成年後見制度の創設、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の施行等、高齢者の生活と権利を守るための取組が進められてきました。

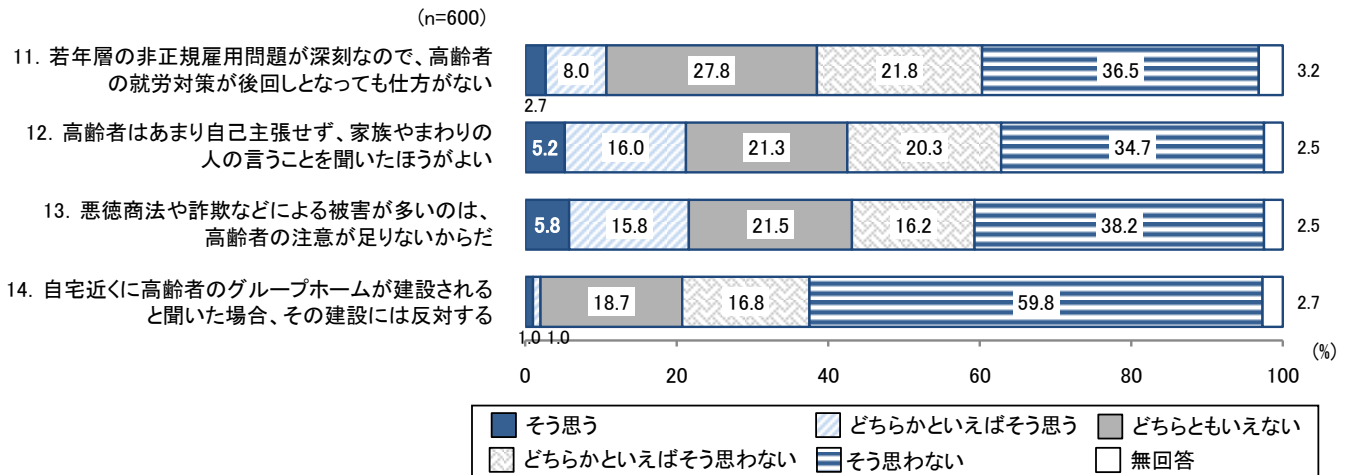
本町においても、2026(令和8)年1月31日現在、高齢化率が39.71%となり、今後も高齢化の進展が予測されています。

本町では、2006(平成18)年3月の合併後に、「与謝野町高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画」を策定して以来、3年ごとに見直しを行っています。2024(令和6)年度からの「与謝野町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」においては、「みんなで安心して 自分らしく いきいきと」を基本理念とし、また、4つの基本目標として「地域包括ケア体制の深化・推進」「介護予防の推進と包括的な相談支援体制の強化」

「高齢者の社会参加と暮らしの安心・安全の支援」「ニーズに応じたサービス提供と介護保険事業の円滑な運営」を設定して、基本目標の実現に向けて、施策や事業のさらなる推進に向けた取組を進めています。

### 【意識調査でみる高齢者の人権にかかわる問題に対する認識状況】

いずれも『そう思う』より『そう思わない』の割合が高く、〔14. 自宅近くに高齢者のグループホームが建設されると聞いた場合、その建設には反対する〕で76.6%、それ以外の項目で5割台となっている。



### 【課題】

- 高齢者が地域で活躍できる場の拡充や住み慣れた地域で過ごすための支援、社会基盤の充実が必要です。
- 今後も介護等支援を必要とする人の増加が見込まれており、高齢者への理解を深め、高齢者に寄り添った支援体制の充実が必要です。
- 高齢者に対する就職差別、養護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分する等の経済的虐待といった人権侵害が大きな社会問題となっています。
- 高齢者の虐待を防止するためには、社会的な支援の強化や介護者・介助者の負担を軽減する取組が求められています。
- 認知症の人や家族が安心して暮らし続けられるまちの実現を目指し、高齢者の尊厳を保持し、その権利を制限しないよう、認知症に対する知識や理解を深めることが必要です。

### 【主な取組】

取組	活動
高齢化社会を地域全体で支えるための意識啓発	特に認知症に関しては、不安のある本人や家族、関わりのある人が住み慣れた地域で支え合いながら、自分らしく暮らし続けられるように、町が主体となり、認知症地域支援推進員等の多様な関係者が連携しながら、認知症に関するさまざまな取組を行います。

高齢者虐待の防止及び 早期対応の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護関係者や町民に向け虐待防止に関する啓発を行います。</li> <li>・通報に対し、迅速な対応ができる人員体制を整え、早期解消に向け関係機関等と連携し、対応します。</li> <li>・年々増加する相談に対応するため、相談事例を蓄積し、効果的な相談支援を行えるよう努めます。</li> </ul>
権利擁護の促進と相談 体制の充実	判断能力が低下した人のさまざまな権利（生命、自由、財産）を守り、支援します。財産の管理、日常生活等に支障がある人が安心して成年後見制度等の諸制度を適切に利用できるよう「成年後見サポートセンター」の取組を充実させるとともに、地域社会全体で判断能力が低下した人の権利を擁護する仕組みづくりに努めます。
生きがいづくり、社会参 加、就労機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブの活動への支援のほか、高齢者サロンや公民館活動等の中で、高齢者の生きがいづくりや社会参加に繋がる取組を実施します。</li> <li>・健康で就労意欲の高い高齢者が希望に応じた就労ができるよう、シルバー人材センターや企業団体等に対し、多様な就労形態の整備を求めます。</li> </ul>
介護者支援	介護者交流会など、家族介護者等を支援する取組を実施します。

## 5. 障害のある人

### 【現状・これまでの取組】

国では、2011(平成23)年の「障害者基本法」改正、2012(平成24)年の「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通称：障害者虐待防止法）」施行、2016(平成28)年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」施行等、障害福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、2016(平成28)年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律（通称：成年後見制度利用促進法）」施行、2018(平成30)年の「児童福祉法」改正、2024(令和6)年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）」の改正等、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の充実や、当事者家族支援の充実等、地域社会の理解と協力を得るための取組が進められています。

さらに近年では、障害のある人にとっての「生きづらさ」や困難の多くは、個人の障害そのものではなく社会に存在する障壁であり、この障壁を取り除くのは社会にあるという考え方（障害の社会モデル）が広まりつつあります。

京都府においては、2015(平成27)年4月から「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、障害のある人もない人も、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目指し取組を推進しています。

本町においては、2017(平成29)年に「与謝野町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」及び「与謝野町障害者差別解消職員対応マニュアル」を

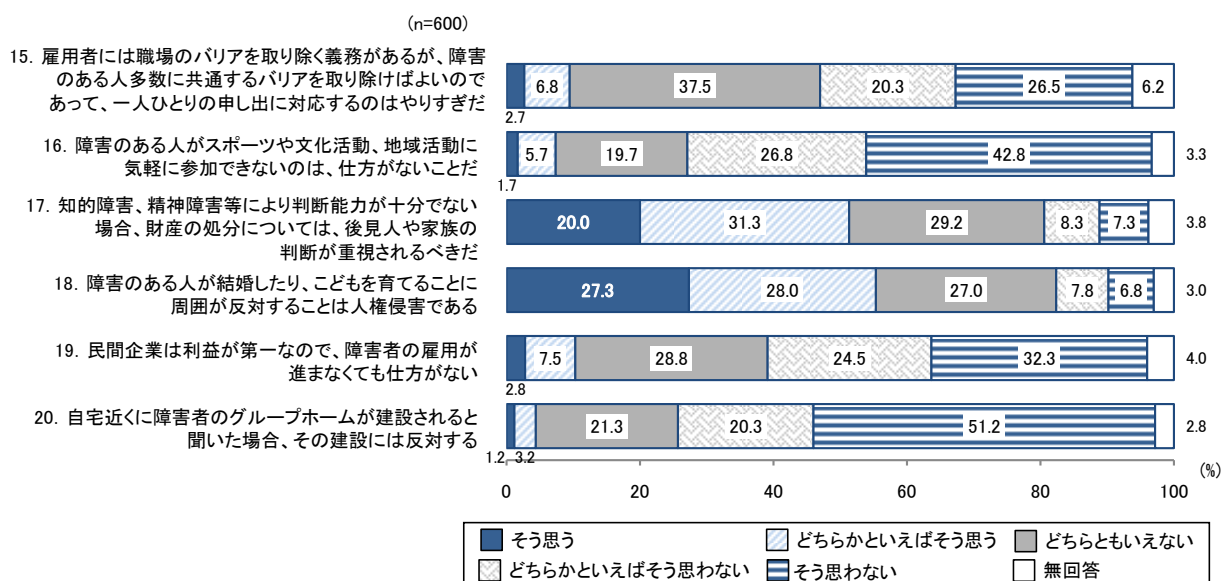
作成し、町職員が障害者差別の解消に向けた適切な行動をとるとともに、障害に応じた必要な合理的配慮を提供することができるよう取り組んでいます。

2006（平成18）年度から3年ごとに障害者基本計画を策定しており、2024（令和6）年3月には「与謝野町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」が一体となる「第7期与謝野町障害者基本計画」を策定し、障害のある人もない人もお互いに尊重し合いながら、自分らしく共に生きる地域社会の実現に向けた施策を推進しています。

### 【意識調査でみる障害者の人権にかかわる問題に対する認識状況】

〔17. 知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない場合、財産の処分については、後見人や家族の判断が重視されるべきだ〕と、〔18. 障害のある人が結婚したり、子どもを育てることに周囲が反対することは人権侵害である〕は、『そう思わない』より『そう思う』の割合が高く、いずれも『そう思う』は5割台となっている。

それ以外の項目は『そう思わない』のほうが高く、〔20. 自宅近くに障害者のグループホームが建設されると聞いた場合、その建設には反対する〕で71.5%、〔16. 障害のある人がスポーツや文化活動、地域活動に気軽に参加できないのは、仕方がないことだ〕で69.6%となっている。



### 【課題】

- 前回調査（2012年）と比較し、「障害者の雇用が進まなくても仕方がない」という意見について、否定する回答が24.1ポイント増加しており、障害者の権利への理解が高まっています。一方で、差別解消の推進の寄与に関する行政や国民の責務が十分に認識されていないことや、個々の状況に応じて対応できる機能的な体制が十分に整備されていないこと等の課題が指摘されています。
- 引き続き障害のある人の差別の解消や合理的配慮の提供について、広く町民・事業者に向けた啓発や民間の取組が促進されるような働きかけや、障害の有無にかかわらず相互に尊重し合う共生社会の実現に向けて、関心と理解を深めるための取組の充実が必要です。

## 【主な取組】

取組	活動
障害のある人の人権についての教育・啓発の推進	学校教育：障害のある人に対する理解を深められるよう、道徳や総合的な学習の時間を通し、継続的な学習に努めます。 社会教育：講演会の開催や、公民館活動等の学習機会を活用する等、偏見や差別意識を見直し、理解を深める機会を継続的に提供します。
障害者差別解消法の理解を深めるための普及啓発	社会全体で差別の解消や合理的配慮の提供の仕組みが展開されるよう、障害者差別解消法の周知に努めます。
障害者虐待の防止及び早期対応の体制整備	・障害者虐待防止法の周知に努め、施設職員や支援者への研修を通じて虐待防止意識の向上を図ります。 ・相談支援体制の強化や関係機関との情報連携を強化することで、虐待の未然防止に努めます。
権利擁護の促進と相談体制の充実	知的障害又は精神上の障害がある人のさまざまな権利（生命、自由、財産）を守り、支援します。財産の管理、日常生活等に支障がある人が安心して成年後見制度等の諸制度を適切に利用できるよう「成年後見サポートセンター」の取組を充実させるとともに、地域社会全体で判断能力が低下した人の権利を擁護する仕組みづくりに努めます。
雇用・就労の促進	福祉就労から一般就労への移行を促進するため、それぞれの障害・状態に応じたサービスの提供や、障害のある方を実習生として受入れる事業所及び実習の支援を行う事業所への支援等を通じ、障害のある人の就労を支援します。また、一般就労した人が安心して働き続けられるよう、関係機関との連携し、支援の充実を図ります。

## 6. 同和問題（部落差別）

### 【現状・これまでの取組】

同和問題（部落差別）とは、日本社会に存在する身分差別が背景となり、特定の地域の出身者等が経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれ、結婚、就職等で差別を受けるという日本固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、1965(昭和 40)年8月の「同和对策審議会答申」及び1969(昭和 44)年7月の「同和对策事業特別措置法（通称：同対法）」施行以後、33年間にわたり生活改善の向上等を目的として実施されてきた同和对策事業は、2002(平成 14)年3月をもって特別措置法による対策事業は終了しました。その後、特別対策は一般施策へ移行し、残された課題については、現行制度を的確に運用しながら解決を図ってきたところです。

2016(平成 28)年、「部落差別の解消の推進に関する法律(通称:部落差別解消推進法)」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、「部落差別は過

去の身分制度に基づく誤解や偏見から生まれたもので、許されないものであるとの認識の下に過去の差別的な考え方を見直し、これを解消することが重要な課題である」としています。

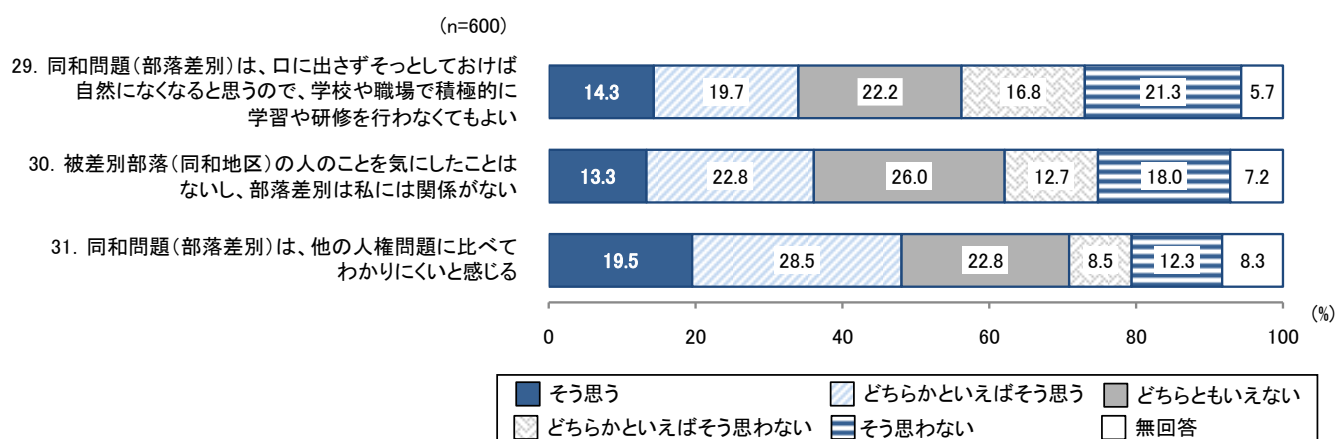
本町においても、人権尊重社会の実現をめざし、同和問題（部落差別）を人権にかかわる重要課題の一つとして取り上げ、総合的な人権施策推進の一環として、同和問題（部落差別）の早期解決を目指した取組を行います。

### 【意識調査でみる同和問題（部落差別）に対する問題に対する認識状況】

〔29. 同和問題（部落差別）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい〕は『そう思う』が34.0%、『そう思わない』が38.1%となっている。

〔30. 被差別部落（同和地区）の人のことを気にしたことはないし、部落差別は私には関係がない〕は『そう思う』が36.1%、『そう思わない』が30.7%となっている。

〔31. 同和問題（部落差別）は、他の人権問題に比べてわかりにくいと感じる〕は『そう思う』が48.0%、『そう思わない』が20.8%となっている。



### 【課題】

- 令和7年度住民意識調査において、同和問題（部落差別）は他の人権問題に比べてわかりにくい、という意見が半数あります。2002年の同和对策事業終了以降、全国的に教育・啓発の取組が後退しているという指摘が当町においても同様に表れていると考えられます。また、同和問題（部落差別）について、学習や研修の意義を認める回答が増えていることから、引き続き、同和教育を人権教育の中心に据え、教育・啓発による差別解消を重視した取組が必要です。
- インターネット上の差別的な書き込み、同和地区への偏見に基づく忌避意識など看過できない現実があり、人権教育と法の力による対策強化、及び啓発をより一層発展させていく必要があります。

## 【主な取組】

取組	活動
同和問題（部落差別）の正しい理解に繋がる教育・啓発の推進	<p>学校教育：「人権教育」として、部落差別の歴史的背景や現在も残る社会的課題について理解を深める学習を行い、自ら考え、判断する力を養います。また、教科の枠を超えて、人権意識の向上を図るための指導内容や教材を工夫したカリキュラムを実施し、全体的な人権感覚の醸成を目指します。</p> <p>社会教育：講演会の開催や、公民館活動等の学習機会を通じて、地域社会における偏見や差別の潜在化を解消することをめざし、多様な価値観や背景を理解し、自らの言動を見つめ直しながら他者を尊重する姿勢を育みます。</p>
人権侵害に対する人権擁護への対応、相談体制の充実	<p>継続的に日常の心配ごとや人権に関する相談会を実施します。</p> <p>相談者の人権には十分に配慮し、安心して相談できる体制を整えます。あわせて、関係課をはじめ、京都地方法務局宮津支局や人権擁護委員協議会等の関係機関との連携を強化し、相談支援の充実を図ります。</p>
事前登録型本人通知制度の周知	<p>住民票や戸籍謄本等の不正取得を防止するため、事前登録型本人通知制度を導入し、住民票の写しや戸籍抄本等の証明書を本人等の代理人やその他第三者に交付した場合に、事前登録した人に対して、その交付した事実を通知します。本制度についてより一層の周知を図り、個人情報不正漏洩の防止に取り組みます。</p>

## 7. 外国人

### 【現状・これまでの取組】

外国人を取り巻く人権問題については、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別等があり、日常生活を送るうえでの様々な問題が生じています。

2016(平成 28)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、日本で生活する外国籍の人を不当な差別的言動から守ることを目的とした取組が進められています。

ここ数年、日本に在留する外国人の数は過去最高を記録しており、総人口に占める割合も年々増加しています。特に若年層では、外国人の比率が高くなっている傾向が見られます。

外国出身の人材の受け入れと共生に関しての様々な取組を進めるため、2019(令和元)年4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（通称：入管法改正）」が施行され、新たな在留資格が創設されました。人手不足の産業分野における受入れの拡大が図られており、今後ますます在留外国人の増加が予想されています。また、日本で生まれた外国人の子どもや、両親のどちらかが外国出身である子どもも増加しています。

国においては、2019(令和元)年6月に外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備等を目的とし、国・地方公共団体・外国人等を雇用する事業主のそれぞれの責務を定めた「日本語教育の推進に関する法律(通称:日本語教育推進法)」が公布・施行されています。

本町の住民基本台帳に基づく国籍別外国人人口をみると、2025(令和7)年8月1日現在で16か国、143人となっており、人口の0.76%を占めています。全国的な傾向と比べると外国人比率はまだ少ない状況ですが、近年ではアジア諸国を中心に若年層の外国人が本町にも増加傾向であり、地域社会の一員として、活躍が期待されています。

国籍別では、フィリピン、韓国、ベトナムが多く、アジア地域出身者が外国人人口の大部分を占めています。

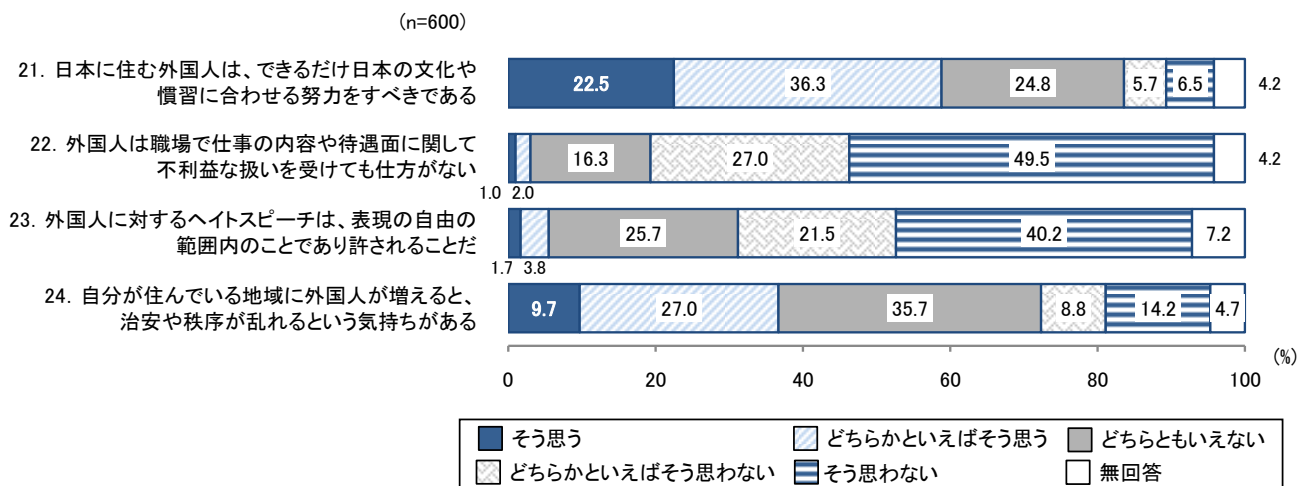
### 【意識調査でみる外国人の人権にかかわる問題に対する認識状況】

〔21. 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである〕は『そう思う』が58.8%、『そう思わない』が12.2%となっている。

〔22. 外国人は職場で仕事の内容や待遇面に関して不利益な扱いを受けても仕方がない〕は『そう思う』が3.0%、『そう思わない』が76.5%となっている。

〔23. 外国人に対するヘイトスピーチは、表現の自由の範囲内のことであり許されることだ〕は『そう思う』が5.5%、『そう思わない』が61.7%となっている。

〔24. 自分が住んでいる地域に外国人が増えると、治安や秩序が乱れるという気持ちがある〕は『そう思う』が36.7%、『そう思わない』が23.0%となっている。



### 【課題】

- 言語の壁や文化的な違いに対する理解が不足しているため、必要なサービスが受けられず、地域社会への参加が困難です。
- 外国人の生活相談支援が不足しています。
- 日本語が不得手な外国人にわかりやすい情報の提供が不足しています。

## 【主な取組】

取組	活動
外国籍等の人の人権についての教育・啓発の推進	学校教育：ALT等の外国人語学講師から、多文化共生の視点や異文化を学び、多様な文化的背景をもつ人々の考えの違いを知り、理解しようとする態度を育みます。 社会教育：講演会や公民館活動等の学習機会を通じ、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、異なる文化や生活習慣、価値観等を尊重する人権意識を育てます。また、外国人住民との対話・交流を大切にした地域社会を推進します。
生活相談等の支援体制の構築	外国人住民の現状の課題とニーズの把握に努め、相談体制の構築を図ります。また、京都府国際センター等の多言語生活相談を活用し、外国人住民の不安解消に努めていきます。
情報提供体制の整備	やさしい日本語の普及に努めます。特に役場職員の窓口対応については、外国人に分かりやすい「やさしい日本語」の使用に努めるほか、ICT機器を活用した多言語対応を図り、行政情報や生活に必要な情報提供に努めます。
ヘイトスピーチのない社会の実現	ヘイトスピーチのない社会を築くために、法制度の整備とともに、教育や啓発を通じた意識改革が不可欠と認識し、学校や地域で多文化共生や人権尊重の重要性を学ぶ機会を増やし、差別的な言動に対し、正しく行動できる対応力を養います。

## 8. 性的マイノリティの人々

### 【現状・これまでの取組】

日本において、性的マイノリティの人々の人権の向上に向けた取組は着実に進んできました。2004年（平成16年）7月には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（通称：性同一性障害特例法）」が施行され、これにより性同一性障害を抱える人々が戸籍や住民登録上で性別を変更できる道が開かれました。この法律は、性的マイノリティの人々に対する社会的な認知の一步となり、重要な転換点となりました。さらに、2008年（平成20年）に同法が改正され、性別変更のために求められる特定の条件が一部緩和され、より多くの人々がその権利を行使できるようになりました。

また、学校現場においても、性同一性障害を持つ児童・生徒に対する配慮を求める通知が国から発出され、教育現場での理解と支援が進められています。これにより、教育機関が性の多様性を尊重し、すべての子どもたちが平等な環境で学べるようにするための基盤が整いつつあります。

2023年（令和5年）6月には、さらに一步踏み込んだ立法措置が取られ、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（通称：LGBT理解増進法）」が公布・即日施行されました。この法律は、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する理解を深めることを目的としており、社会全体の意識改革を促進する重要な役割を果たしています。

本町においても、性の多様性に対する理解と尊重を深めるための取組を進めています。2024年（令和6年）12月には、「与謝野町パートナーシップ宣誓制度」がスタートしました。この制度は、性的マイノリティの町民が人生のパートナーとしてお互いを認め合い、支え合うことを誓約するもので、婚姻制度とは異なり法的効力（相続権や税法上の扶養等）を伴うものではありませんが、町が性の多様性を尊重し、社会的にその存在を認めるというメッセージを発信するものです。

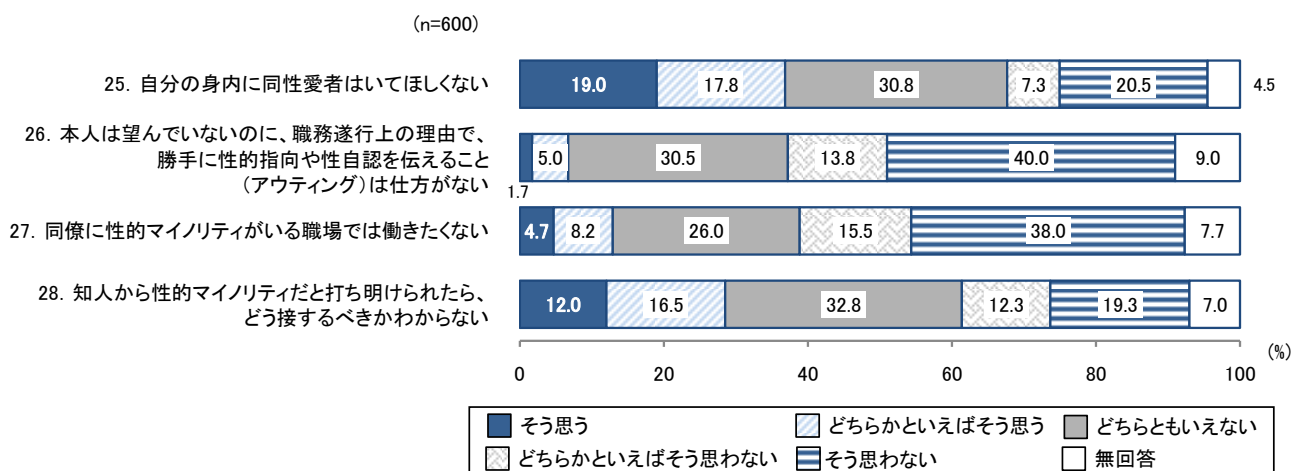
これにより、性的マイノリティの人々が人生のパートナーとともに、社会において認められ、安心して日常生活を営むことができる環境を整えるとともに、社会全体で性の多様性に対する理解を促進し、当事者が直面する社会的な偏見や生きづらさを軽減することを目指しています。

### 【意識調査でみる性的マイノリティに関する人権に対する認識状況】

〔26. 本人は望んでいないのに、職務遂行上の理由で、勝手に性的指向や性自認を伝えること（アウトティング）は仕方がない〕と〔27. 同僚に性的マイノリティがいる職場では働きたくない〕は、『そう思う』より『そう思わない』の割合が高く、いずれも『そう思わない』は5割台となっている。

〔25. 自分の身内に同性愛者はいてほしくない〕は『そう思う』が36.8%、『そう思わない』が27.8%となっている。

〔28. 知人から性的マイノリティだと打ち明けられたら、どう接するべきかわからない〕は『そう思う』が28.5%、『そう思わない』が31.6%となっている。



### 【課題】

- 性的マイノリティに関し、社会の理解が十分ではなく、パートナーシップ制度を利用する際の心理的な障壁が高い状態にあります。
- 令和7年度住民意識調査をみると、性的指向・性自認等に関する考え方には年齢による意識の差が表れており、あらゆる年代で多様な性のありように対する理解を深めていくことが大切です。
- 一人ひとりの多様な性のあり方が尊重され、社会において排除されることのないよう、行政機関、教育現場、地域社会、企業等、さまざまな立場や分野において、それぞれの役割に応じた取組が求められています。

- 性的マイノリティの人々の中には、性別記載欄に「男性」か「女性」しかない場合、性自認と異なる性を選択することへの抵抗感や、戸籍上の性と外見上の性が異なるために手続きの際に再確認される等、精神的な苦痛を感じる人がいます。そのため、性自認と一致する性別で自分らしい生き方ができる社会の実現に向けた取組の一環として、性別記載の在り方について検討する必要があります。

### 【主な取組】

取組	活動
性的指向・性自認に関する教育・啓発の推進	<p>学校教育：学校教育現場において、性的指向・性自認に関する理解を深めることは、児童・生徒一人ひとりが安心して自分らしく過ごせる環境づくりに欠かせません。保健体育や道徳、総合的な学習の時間を活用し、当事者の声等を取り入れた教材を通じ、多様な性があることを伝えていきます。加えて、教職員が柔軟で適切な対応力を身につけ、児童・生徒が安心して悩みを打ち明けられるよう、相談体制を整えます。また、制服の着用等個人の希望に応じて柔軟に対応します。日頃から、いじめ防止や偏見をなくすための啓発を行い、全体の理解を深め、誰もが安心して過ごすことができる学校環境の実現をめざします。</p> <p>社会教育：講演会や公民館活動等の学習機会を活用し、性的指向・性自認に関する偏見を解消し、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会をめざします。</p>
職場における理解と配慮の促進	<p>性の多様性に関する企業向け研修を実施する等、職場での理解促進に努めます。また、性的指向・性自認に関する啓発資料を配布する等、普及・啓発に努めます。誰もが安心して働ける社会の実現をめざします。</p>
安心して生活できる環境整備	<p>性的マイノリティの人々に対する社会の理解は十分とは言えず、パートナーシップ宣誓制度を利用する際にも、周囲の目や偏見への不安等から、心理的な障壁を感じやすい状況があります。こうした制度の利用しにくさを解消するため、制度の存在を広く周知し、安心して利用できる環境づくりを進めます。また、パートナーシップ宣誓制度を通じ、性的少数者の困りごとや生きづらさの軽減、性の多様性に関する社会的な理解の促進に繋がります。</p>
相談体制の充実	<p>性的少数者のためのメール相談を実施する等、当事者のニーズに添った相談方法の把握に努め、相談体制の充実を図ります。</p>

## 9. 感染症の患者等

### 【現状・これまでの取組】

H I Vやハンセン病等の感染症は、その疾病に対する理解の不足から人権問題が生じており、現在でもこれらの感染症の感染者（とその家族）に対し差別や偏見等の人権差別が残っている状況です。

とりわけ、近年は、SNS等の普及もあり、一たび感染症に関する不正確な情報が発信された場合には瞬く間に拡散され、感染症の患者等に対する偏見や差別等を助長することにもつながりかねません。

2020(令和2)年頃から世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症では、感染者やその家族、医療従事者等のエッセンシャルワーカーとその家族に対する誹謗・中傷や差別的行為が社会問題となりました。2021(令和3)年2月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(通称：新型インフルエンザ等対策特別措置法改正法)」には、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

### 【課題】

- 感染症等に関する理解不足により、社会生活上に人権問題が生じる可能性があることから、病気そのものや感染者に対する偏見や差別意識の解消が求められます。
- 感染者、患者、回復者及びその家族に対し、地域や職場等で、知識と理解不足から生じる過度の忌避意識により、偏見や差別、プライバシーの侵害等の人権問題が生じ、配慮が求められます。

### 【主な取組】

取組	活動
感染症に対する理解の促進	感染症患者やその家族等に対して、誤解や偏見に基づく差別を行わないことを呼びかけ、人権侵害を生じさせないよう、病気に関する知識の普及に努めます。
感染症患者の社会的孤立防止とプライバシー保護	感染症患者の社会的孤立を防ぎ、プライバシーを守るために、感染者の個人情報厳格に管理し、必要最小限の関係者に留めます。また、感染症に対する差別や偏見をなくすため、町の広報等を通じて、理解を広めます。また孤立や不安を防ぐため、感染症に関する社会的理解の促進と専用相談窓口の周知に努めます。
保健指導等の相談体制の充実	専門的知識に基づく保健指導ができるよう、保健師の確保や相談体制の充実に努めます。

## 10. 犯罪被害者及びその家族

犯罪の被害者やその家族等は、事件そのものに関する精神的負担や経済的負担だけでなく、いわれのない噂や中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりする等の二次被害を受けることがあります。その対策として、2005(平成17)年には、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が施行される等、関連法の整備が進められています。

しかし、制度面での整備だけでは十分でなく、犯罪被害者やその家族等に対する無責任な噂や中傷、興味本位の報道等が生じることのないよう、周囲の人々の理解と社会的な対応が必要です。

また、国では、2021(令和3)年3月に「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者の「損害回復・経済的支援等への取組」をはじめ、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」や「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」等を重点課題と位置づけ、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を行うこととしています。

国の基本計画を踏まえながら、警察、関係機関、民間支援団体等による切れ目のない被害者支援活動や、京都府犯罪被害者サポートチームとの連携等、犯罪被害者等の心情に配慮した適切な支援を行うとともに、関係機関等と連携した啓発活動を推進していく必要があります。

## 11. 刑を終えて出所した人及びその家族

わが国では、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。そのような状況を踏まえ、2016(平成28)年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律(通称：再犯防止推進法)」が施行され、罪を犯してしまった人等の円滑な社会復帰を促進する等、再犯の防止について対策が進められています。

しかしながら、刑を終えて出所した人や家族に対して、根強い偏見や差別があり、就職やアパート等の入居に際して悪意のある噂、地域社会等からの拒否的な感情等、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい状況があります。

刑を終えて出所した人や家族が、社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう支援することが必要であり、そのためには就労や住居、保健医療、福祉、教育等多岐にわたる施策を一体的に推進することが重要です。

本町では、これらの人々の円滑な社会復帰を促すため、地域社会の理解と協力を呼びかける「社会を明るくする運動」をはじめとした法務省が取り組むさまざまな更生保護活動を支援していきます。

## 12. さまざまな人権問題について

現在の日本社会には、さまざまな人権課題が存在します。国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」では、ここまでふれてきた人権課題のほかに、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」、「アイヌの人々」、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」についても項目を設けています。さらに、ホームレスや生活困窮の問題、職業・就労形態等による差別、立場や権力の格差を背景としたハラスメント等、さまざまな人権

課題が存在しています。このような差別を受けやすい特定の属性が存在していることを前提に、複数の属性が重複することに起因して、複合的または加重的な形態を受けるといいうわゆる「複合差別」の問題にも注意が必要です。

また、被爆者や公害病患者への偏見等、過去の問題として語られにくくなっている事例についても、誤解や新たな偏見を生まないよう、その経験を次の世代に伝えていくことも重要です。加えて、東日本大震災や能登半島沖地震等の大規模災害に伴う人権侵害もあり、発災時には避難所生活を余儀なくされることによるプライバシーの侵害のほか、風評被害等、二次被害が生じることもあります。

## 第4章 計画の推進

### 第1節 総合的な推進体制

#### 1. 推進体制

計画の推進に当たっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、「与謝野町人権教育・啓発推進本部」を中心に、関係部署と連携しながら、施策の推進を図ります。

また、関係部署においては、この計画の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に実施します。

#### 2. 関係機関との連携の促進

人権教育・啓発を効果的に推進するため、国、京都府、他市町村、関係団体等との連携を密にして、総合的な体制による人権施策の推進に努めます。

### 第2節 推進状況の評価

この計画を実現するためには、町民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く町民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、定期的に人権教育・啓発に関する住民意識の把握に努めます。

また、この計画に基づく取組等を効果的に実施するため、本計画のフォローアップを行います。

## 参考資料

### 1. 第3次与謝野町人権教育・啓発推進計画策定経過

2025（令和7）年 7月18日	与謝野町多様性を尊重し合う共生社会づくり推進委員会 （第1回）
9月10日～9月30日	与謝野町人権に関する意識調査の実施
11月21日	与謝野町多様性を尊重し合う共生社会づくり推進委員会 （第2回）
2026（令和7）年 1月30日	与謝野町多様性を尊重し合う共生社会づくり推進委員会 （第3回）
2月10日～2月27日	計画（案）に対する意見の募集 （パブリックコメントの実施）
3月	第3次与謝野町人権教育・啓発推進計画策定

### 2. 与謝野町多様性を尊重し合う共生社会づくり推進委員会委員名簿

（敬省略）

役職	氏名	役職	氏名
委員長	渋谷 節子	副委員長	澤田 将樹
委員	前田 洋佐	委員	足立 英子
委員	市田 孝史	委員	村田 晋太郎
委員	石本 晃一	委員	松田 政一
委員	小坂 卓男	委員	後藤 昌典

### 3. 用語解説

#### <あ行>

##### アウトティング

本人の望まない形で、性的指向や性自認を第三者に暴露してしまうこと。本人のプライバシーを著しく侵害する行為であり、人権侵害にあたります。

##### アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活でき、その誇りが尊重される社会の実現を目的として、2019（令和元）年に施行されました。

##### インクルーシブ教育システム

障害のある子もない子も、可能な限り共に教育を受ける仕組みのことです。障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けた重要な柱とされています。

##### エッセンシャルワーカー

医療、福祉、公共交通、物流、小売など、人々の日常生活を維持するために不可欠な仕事に従事する労働者のことです。

#### <か行>

##### 介護保険法

加齢に伴って介護が必要になった高齢者を、地域や社会全体で支える仕組みを定めた法律で、2000（平成12）年に施行されました。

##### カミングアウト

それまで公にしていなかった自らの性的指向や性自認を、自らの意志で特定の人や社会に対して表明することです。

##### 共生社会

年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もが互いの違いを認め合い、対等な社会の構成員として共に支え合って生きる社会のことです。

##### 京都市人権尊重の共生社会づくり条例

全ての府民の尊厳と人権が尊重され、誰もが主体的・多層的に社会に参画できる共生社会づくりを目的として、2025（令和7）年に制定されました。

##### 合理的配慮

障害のある人から「社会的障壁（段差や情報の不足など）」を取り除くための何らかの対応を求められた際、負担が重すぎない範囲で、その人の特性に合わせた必要な調整や配慮を行うことです。

##### 高齢社会対策基本法

高齢化が急速に進む中で、高齢社会対策を総合的・計画的に推進するための基本的枠組みを定めた法律です。

##### 子ども基本法

全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、2023（令和5）年に施行されました。

##### 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、教育支援や生活支援などの対策を総合的に推進するための法律です。

## <さ行>

### 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）

犯罪をした人の円滑な社会復帰を助け、再び犯罪を犯すことを防ぐことで、安全で安心して暮らせる社会を作ることを目的とした法律です。

### ジェンダー・ギャップ指数

経済、政治、教育、健康の4分野における男女格差を数値化した指標で、世界経済フォーラムが毎年発表しています。

### 自分ごと

人権問題を他人事として捉えるのではなく、自分自身の課題として認識し、自らの行動につなげていく姿勢のことです。

### 児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）

1989（平成元）年の国連総会で採択。子どもを「権利の主体」と位置づけ、生存・発達・保護・参加の4つの権利を包括的に規定しています。

### 社会的障壁

障害がある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような社会の制度、慣行、観念、事物（物理的なバリア）などのことです。

### 性的指向・性自認

性的指向は、恋愛や性愛の対象がどの性別に向いているか（同性、異性、両性など）を指し、性自認は、自分自身の性別をどのように認識しているかを指します。

### 性的マイノリティ（LGBTQ等）

性的指向が異性愛のみでない人や、性自認が出生時の性と異なる人など、性のあり方が多数派とは異なる人々の総称です。

### 世界人権宣言

1948（昭和23）年に国連で採択された、全ての人間に等しく尊厳と権利があることを定めた世界共通のルールです。

### 成年後見制度

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人の権利や財産を守るため、家庭裁判所から選ばれた後見人などが本人を支援する制度です。

## <た行>

### 男女共同参画社会基本法

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会（男女共同参画社会）の形成を促進するための法律です。

### 男女雇用機会均等法

職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・配置・昇進などにおいて平等な機会と待遇を確保することを定めた法律です。

### 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

### 多様性（ダイバーシティ）

性別、年齢、国籍、障害の有無、性的指向、価値観など、一人ひとりが持つ様々な違いや背景を尊重し、認め合うことです。

## 同和問題（部落差別）

日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、特定の地域の出身であることなどを理由に、結婚や就職などで差別を受ける日本固有の人権問題です。

## 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律

### （情報流通プラットフォーム対処法）

インターネット上の誹謗中傷や権利侵害に対し、SNS 事業者等による削除対応の迅速化や透明性の確保を義務付ける法律です。

## 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

### （プロバイダ責任制限法）

インターネット上で権利侵害があった際のプロバイダ等の責任範囲や、書き込んだ人の情報の開示を請求する権利を定めた法律です。

## <な行>

### 二次被害

事件や人権侵害を受けた本人が、周囲の無理解な言動、噂、報道、SNS 上での誹謗中傷などによって、さらに精神的な苦痛を受けることです。

## 日本語教育の推進に関する法律（日本語教育推進法）

在留外国人が、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、日本語教育を受ける機会を最大限に確保することを目的とした法律です。

## 日本国憲法

1947（昭和 22）年施行。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原理とし

ています。第 14 条では法の下での平等を定めています。

## 認定こども園

就学前のこどもに対する「教育・保育」と、家庭での「子育て支援」を一体的に行う施設です。

## ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、普通の生活（ノーマルな生活）を送れるような社会が本来あるべき姿であるとする考え方です。

## <は行>

### パートナーシップ宣誓制度

性的マイノリティのカップルが、互いを人生のパートナーであることを町に対して宣誓し、町がその関係を公的に認証する制度です。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者等（元配偶者や交際相手を含む）からの暴力を防止し、被害者の保護や自立支援を図るための法律です。

## バリアフリー

高齢者や障害のある人が生活を送る上で障壁（バリア）となる物理的な障害や制度、心理的な壁などを取り除くことです。

## 犯罪被害者等基本法

犯罪被害者やその家族が、再び平穏な生活を取り戻せるよう、権利や利益の保護、きめ細かな支援を総合的に進めるための法律です。

## 「ビジネスと人権」に関する行動計画

企業活動において人権尊重が守られるよう、政府が策定した指針です。企業に「人

権デューデリジェンス（人権への悪影響の特定・防止・対処）」の実施を促しています。

### 誹謗中傷

根拠のない悪口を言ったり、相手を深く傷つけるような情報を発信したりして、他人の名誉を毀損することです。

### 複合差別

性別と障害、民族と性別など、一人の人間が持つ複数の属性が重なり合うことで、より複雑で深刻な差別を受けることです。

### 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別のない社会を実現することを目的として、2016（平成28）年に施行されました。

### <ま行>

#### マタニティハラスメント（マタハラ）

妊娠、出産、育児休業の取得などを理由に、職場において精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、解雇や降格などの不利益な扱いを受けたりすることです。

### 民生委員・児童委員

地域住民の相談に応じ、福祉サービスの情報提供や見守り活動などを行うボランティア（非常勤の地方公務員）です。

### <や行>

#### ヤングケアラー

本来大人が担うような家族の介護や家事、兄弟の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどものことです。

### <ら行>

#### 拉致問題

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局により日本人が拉致された重大な人権侵害問題です。

### リベンジポルノ防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）

元交際相手などの性的な写真や動画を、嫌がらせ目的でインターネット上に公開・拡散させる行為を処罰し、被害を防止するための法律です。

### 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（パワハラ防止法 / 労働施策総合推進法）

職場におけるパワーハラスメントの防止措置を事業主に義務付けている法律です。

### <わ行>

#### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活や地域活動、自己啓発など、私生活の充実も両立できる状態のことです。

第3次与謝野町人権教育・啓発推進計画

発行 与謝野町

発行年月 2026（令和8）年3月

編集 与謝野町住民税務課人権推進係

〒629-2498

京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地

電話 0772-43-9020